

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理
機構の平成 2 1 年度の業務実績の評価結果

(案)

平成 2 2 年 8 月 2 0 日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成21年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「施設整理機構」という。）は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は同法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」という。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的として、平成17年10月1日に新たに発足した独立行政法人である。

今年度の施設整理機構の業務実績の評価は、平成17年10月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成17年度～22年度）の第5年度（平成21年4月～22年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成20年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成20年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成21年12月9日同委員会。以下「2次意見」という。）等も踏まえ、評価を実施した。

施設整理機構は、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立って、平成22年9月までの5年間に、全ての年金福祉施設等を譲渡又は廃止することを使命とし、譲渡に当たっては、価格は極力高く、かつ、全ての施設を譲渡するという、両立が極めて困難な2つの大きな使命（ミッション）を与えられている。

したがって、施設整理機構の評価に当たっては、

- ・ 中期目標期間の最終の事業年度（平成22年度）までに、全ての出資対象施設の譲渡又は廃止をする
- ・ 各年度にあっては、年度計画に定める譲渡予定対象施設の譲渡又は廃止をする
- ・ 年金資金等の損失を最小化する観点から、適正な譲渡価格を設定する

といった事項についての達成状況、具体的な取組方法、又はその取組における創意工夫を評価の基本とし、その上で、委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮及び地方公共団体との協議など、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて考慮した総合的な評価を実施することとした。

また、施設整理機構の設置目的を達成するに当たって、トップマネジメント機能が有効に発揮されたかについても評価した。

(2) 平成21年度業務実績全般の評価

平成21年度における譲渡業務の実績は、落札ベースで58施設124物件約814億円の売却額であり、計画比372億円のプラス、出資価格対比では99.8%の実績となっている。発足以来の実績は売却額2,144億円で、出資価格対比238億円のプラス、112.5%となっており、全施設の売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保している。平成21年度の売却実績が出資価格対比で100%をわずかに下回っているが、平成20年に起きたリーマンショック以降、不動産市況が低迷するなかにあつての市場環境を考慮すればこの数値を確保すること自体、大いに評価できるものと言える。これは事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体から支援策を取り付けるなど資産価値向上のための取組を更に強化した結果の成果と認められ、大いに評価できる。

また、施設の事業継続については、前述のように事業価値、不動産調査の詳細及び買受希望者のマーケティング活動等の結果、施設譲渡時に事業を行っていた256施設のうち74%にあたる189施設について事業が継続されており、引き続き公共性に配慮した事業継続への取組みの成果は極めて大きいものと評価できる。

施設従業員の雇用についても、施設の事業継続を積極的に図ることにより、施設譲渡時に従業員がいた施設で雇用交渉が終了した244施設のうち73%にあたる178施設において雇用の継続が図られており、引き続き高い実績を上げている。

一方、譲渡業務を行うための経費については、必要最小限の経費の執行に努めたことや積極的な事業継続による譲渡を進めるなど、最適な販売形態に向けた工夫・努力を行うとともに、人件費の削減を行いつつ、効率的な執行を徹底した結果、予算に対して9,411百万円、平成17年度比で26%（通常経費では36%）の節減が図られたことは大いに評価できる。

これらを踏まえると、第5事業年度に当たる平成21年度の業務実績については、平成20年のリーマンショック以降、低迷する不動産市況にある中にもかかわらず、施設整理機構の設立目的に沿って、適切に業務を遂行しつつ、独立行政法人設立の意義を十分に果たしているとともに、高い売却額と経費節減を大幅に実現した点はパフォーマンスとして非常に大きな成果であろう。

また、施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対する対応を始めとして、施設整理機構の業務運営において、トップマネジメント機能が有効に発揮されており、最終事業年度に向けて引き続き指導力を発揮した積極的な取組みを期待したい。

いずれにしても施設整理機構が5カ年の長期戦略の展望に立って、各年度の市場環境へも的確に対応し大きな成果を達成したことは、賞賛に値するものと言えよう。中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価資料については、別添として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 効率的な業務運営体制の確立

社会保険病院・厚生年金病院（併設される老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制の充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、施設整理機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。

具体的には、社会保険病院等の運営及び管理に関する基本事項を担当するため、平成20年10月に企画部病院チームを設置し、平成21年3月に医療に関する専門知識を有する職員を病院チームへ追加配置し、さらに同8月には管理部に専任の管理部長を配置し管理部組織の充実を図る一方、譲渡業務の進捗を踏まえて施設部の二部体制を一部体制に統合するなど、組織管理体制の効率化及び強化を図った。また、社会保険病院等の新業務に不可欠なアドバイザーの採用など業務の外部委託も状況の変化にあわせて迅速に取り入れ、効率的かつ適切な人員配置を行い、大幅な人員削減を図りつつ、当機構の最大目標である全施設の売却を着実に進め、かつ、高い業績を実現している点は独法の模範ともなるものであろう。

このように、施設整理機構の状況に応じ、機動的に効率的かつ適切な事務運用体制を確立したことは大いに評価できる。

(2) 業務管理の充実

物件のデータベースへの取り込みを確実にし業務運営に活用されており、併せて内部での打ち合わせや会議を適切に行い内部統制を徹底している。この結果、業務の進捗や業務管理の充実が図られるとともに、計画的な業務推進を実現しており大いに評価できる。

具体的には、社会保険病院等に関する情報をデータベースに取り込み、業務に活用した他、社会保険病院等の経営状況の把握と将来の経営管理手法の確立に向け、診療科別収支の把握に着手しており、その第一段階として厚生年金病院7病院について基礎的なモデルを開発する取り組みを行っているところであり、概ね完成の見込みとなっている。業務の進捗に関しては、幹部会などへ主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、日常管理として理事長が主宰する原則毎朝開催の業務打合せにおいても適宜状況報告及び進捗管理が行われ内部統制が徹底されている。

さらに、状況に応じ適時適切に人的・組織的対応を図ることにより、潜在的なリスクへの事前対応、顕在化したリスクへの迅速な対応など、施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対して、的確に対応している。また、偽情報については、関係当局との連携体制の構築・強化や偽情報を取得後、迅速に当該情報内容をホームページに掲載するなど、周知徹底と被害の未然防止に万全を期していると認められる。このように、業務遂行上生じうる多様なリスクに対しても適切に対処しており、大いに評価できる。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費は平成17年度比26%（通常経費では36%）減、業務経費は積極的に事業継続による譲渡を進めた結果、大規模な削減を実現している。業務費に係る冗費の点検削減についても着実に進められているとともに、人員削減についても目標を達成し、人件費の削減を行いつつ、効率的な執行に努めた点は大いに評価できる。

これは、契約の執行、審査体制が厳正に対応されていることと併せて、外部顧問も加えた全体的な体制が円滑に機能した結果と言えよう。

(4) 各施設の経営状況等の把握

事業調査、不動産調査結果のデータベースへの集約などにより、マーケティング資料を整備し、買受希望者へ適切な資料提供を行うとともに、地方自治体からの支援策の取り付け等、付加価値の向上に努力しており、様々な創

意工夫が見られ、大いに評価できる。

(5) 施設整理機構の業務内容に関する地方公共団体への説明

譲渡価格の引き上げ、雇用の確保等の観点から地方公共団体からの支援策の取り付けが重要なポイントであるとの判断に基づき、理事長自ら地方公共団体のトップと面談の上、支援策を要請しており、これまで53施設について支援策を得ている。また、46施設については地方公共団体の意向に沿った用途となっており、大いに評価できる。

(6) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止

平成21年度における譲渡業務の実績は、落札ベースで58施設124物件約814億円の売却額であり、計画比372億円のプラス、出資価格対比では99.8%の実績となっている。発足以来の実績は売却額2,144億円で、出資価格対比238億円のプラス、112.5%となっており、全施設の売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保している。平成21年度の売却実績が出資価格対比で99.8%と100%をわずかに下回っているが、平成20年に起きたリーマンショック以降、不動産市況が低迷するなかにあつての市場環境を考慮すれば、大きな評価に値するものと言える。これは事業価値、不動産調査の詳細等を提示したマーケティング活動や施設が立地する地域の情報収集及び地方公共団体から支援策を取り付けるなど資産価値向上のため総合的かつ積極的に取り組んだ結果であり、今後、他の類似の団体においても参考とすべき好例と言え、大いに評価できる。

施設従業員の雇用については、事業を継続した譲渡及び雇用継続の取組により、施設整理機構に課せられた使命である高い価格での譲渡を果たしつつ、譲渡時点で従業員がいた施設で雇用交渉が終了した256施設のうち74%にあたる189施設について雇用が継続されており、引き続き公共性に配慮した事業継続の取組の成果は極めて大きいものと評価できる。

また、中心的な機能を維持することが譲渡条件となっている健康管理センター等の施設については、5年間それぞれの機能を維持することを条件とした譲渡が行われており、中期目標で定められた譲渡条件や事業スキームのもとで、適切に譲渡されたことは大いに評価できる。

なお、施設の譲渡に伴って44の公益法人が解散又は解散予定となっていることは特筆すべき評価に値するものと言えよう。

(7) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全

譲渡するまでの間、年金福祉施設等の資産価値の維持改善、効率的な経営及び効果的な運営を行う必要があることから、従来、公共施設の譲渡においては行われていない経営改善可能性情報、不動産支障の解決、劣化機能の改善など、各種の対策を幅広く実施している。

特に、社会保険病院等については、各病院の財務状況及び建物の老朽度から必要な機能維持整備が行われていない16病院を選定し、アドバイザーを活用して各病院の老朽度などの状況を適切に把握し、施設整理機構の負担で必要最小限の整備を行うなど、資産価値や機能の保全を行うとともに、地域医療の充実に向けた適切な対応を図るなど高く評価できる。

(8) 買受需要の把握及び開拓

平成20年後半から不動産市況の低迷が続き、開発を目的としたデベロッパーの入札参加が見込めない厳しい経済環境の下、自らマーケティングを着実にを行い、施設毎に市場実態を把握しつつ、入札者の増加を図る工夫、努力を最大限行ってきている。当初の譲渡計画達成の目途がついた現状は需要の把握と開拓が十分かつ適切に行われた結果である。また、売却困難な地方や赤字の施設から着手する方針としたことは、市況判断からも適切であり、理事長の采配をはじめとした組織の総合力が活かされている。

このような取組の結果、平成21年度の成約率については、90%と高い水準を維持しており、全体として適切なマーケティング活動等の成果が現れており、大いに評価できる。

いずれにしても施設整理機構が長期戦略の展望に立ち、5カ年の前半に譲渡し難く、かつ、赤字基調の地方の施設から譲渡を開始し、計画の後半に都市部の大型会館を譲渡する計画としたことや、併せて各年度の市場環境へも的確に対応したことなどのトップマネジメント機能は、これまでの各事業年度において高い実績を生み出させるとともに、全施設売却の目途を立てさせるに至らせたものであり、賞賛に値する。

(9) 情報の提供

施設整理機構の運営状況等に関する情報については、透明性の確保に努め、最低売却価格の原則全件開示など、適切な情報開示を引き続き行っている。

また、適宜ホームページの改定を行うなど利用者の利便性の向上を図ると

ともに、業務実績についても、プレスリリースを行うとともに、内容をホームページ上に掲示し、情報の提供を行っており、高く評価できる。

(10) 財務内容の改善に関する事項

予算、収支計画及び資金計画については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営が適切に行われている。

決算報告における収益の部は予算比193億円プラスの559億円、費用の部は予算比486億円マイナスの295億円となり、結果、総利益は263億円となり、予算比588億円のプラスとなっている。

これは、施設譲渡により生じた収入が、予算442億円に対して実績514億円で予算対比72億円プラスと大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は263億円と予算を588億円上回ったものである。

予算差異はあるものの、収入増、経費節減を図った結果であり、厳しい事業環境の下、大いに評価できる。

(11) その他業務運営に関する事項

人事については、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するため、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、国家公務員に準じた実績評価と能力評価による評価制度を導入し、適切な評価が行われている。社会保険病院等の管理・譲渡業務等が増加・複雑化する中、効率的な体制の確立に努め、人員の削減を図る一方、成果主義の導入など職員のインセンティブ向上を図っている点は高く評価できる。

平成20年度分に係る国庫納付金については、予算比50億円プラスの486億円の納付を確定し、決算終了後、平成21年9月に速やかに納付を完了した。また、平成21年度分についても、適切に納付額の確定を行い、決算終了後できるだけ速やかに納付することとしている。なお、国庫納付金の算定に当たっては平成22年度収入（5月末まで）の状況を加味し、平成22年度予算比376億円（73%）の増を予定しており、国庫納付は適切に行われている。

外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会については、社会保険病院等の出資に伴い、2名の委員を増員して、社会保険病院等の運営・管理についても審議が行われており、活発な議論が行われ、極めて有効に機能している。

また、諮問委員会における議論や意見が業務運営に有効に寄与している点

も評価できる。

施設整理機構の保有する個人情報については、適切に保護・管理されていると認められ、引き続き適切な保護・管理を期待したい。

平成22年1月に新たに出資された終身利用型老人ホームの譲渡については、出資時点の入居者が将来にわたって生活することに配慮し、入居契約の承継、入居一時金の保全や税制面での工夫などきめ細かい対応を行った。これまでの譲渡実績や経験、ノウハウがフルに活かされ、施設整理機構が持つ対応力が発揮された好例であり、結果、譲渡の目途を立てたことは大いに評価できる。

(12) その他業務運営に関する措置について

①財務状況について

予算、収支計画及び資金計画については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営が適切に行われている。

決算報告における収益の部は予算比193億円プラスの559億円、費用の部は予算比486億円マイナスの295億円となり、結果、総利益は263億円となり、予算比588億円のプラスとなっている。

これは、施設譲渡により生じた収入が、予算442億円に対して実績514億円で予算対比72億円プラスと大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は263億円と予算を588億円上回ったものである。

予算差異はあるものの、収入増、経費節減を図った結果であり、目的達成のために尽力しており大いに評価できる。

②保有資産の管理・運用等

アドバイザーを活用して各社会保険病院の老朽度などの状況を適切に把握し、施設整理機構の負担で必要最小限の整備を行い、資産価値や機能の保全を行うとともに、地域医療の充実に向けた対応を進めており、高く評価できる。

③組織体制・人件費管理について

役員（理事長）の報酬等については、特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるように努めている。

職員の給与については、対国家公務員ラスパイレス指数が全国水準で110、地域・学歴勘案では99.8で100を下回るようになっており、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、引き続き適正な給与水準の維持に努めるよう期待する。

また、「行政改革の重要方針」による人員削減の取り組みについては、施設整理機構は、平成17年度末の人員である36名ではなく、施設整理機構の業務が本格化した41名を基準として評価が行われるべきという、主張を従来から行ってきており、この施設整理機構側の主張・説明は十分に理解できるものであったが、社会保険病院の出資など業務量が増加する中において、組織管理体制の強化を図るとともに、業務の外部委託を効率的に取り入れ、かつ、効率的な人員配置に併せて平成20年度末39名に対して、34名へと大幅な人員削減を図った点は大いに評価できる。

④事業費の冗費の点検

一般管理費は平成17年度比26%（通常経費では36%）減、業務経費は積極的に事業継続による譲渡を進めた結果、大規模な削減を実現している。

業務費に係る冗費の点検削減についても着実に進めてられているとともに、人員削減についても目標を達成しつつ、人件費の削減やその他厳正な契約の執行、外部顧問を加えた全体的な体制も円滑に機能させ、効率的な執行に努めた点は大いに評価できる。

⑤契約

施設整理機構における一般競争入札は国と同様の措置（基準）がされており、契約の執行に当たっては、契約事務に精通した外部顧問に審査・指導を受けるとともに、契約に係る全ての決済文書を監事へも回付するなど、厳正な審査体制を構築している。さらに平成22年度からは「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日厚生労働大臣通知）に基づき契約担当の外部顧問を加えた第三者による審査機関を設置し、厳格な審査体制で臨んでいる。

従来の審査体制に加え、大臣通知に基づき速やかに第三者による審査体制を構築し契約事務を執行している点は大いに評価できる。

⑥内部統制について

役職員の職務執行の在り方を始めとする内部統制及び財務報告の信頼性の確保について、外部の会計監査人による監査及び監事による監査のほか、監事に幹部会や役員会などの定例会議への出席を要請し、業務執行の適正性に関し逐次意見を聴取している。

また、職員の人事評価制度については、業務遂行を促すための業務実績評価と能力発揮を促す能力評価で構成しており、昇給や勤勉手当に反映している。

さらに、役員の人件評価については、施設整理機構の業務実績を評価の対象とし、独立行政法人評価委員会の評価結果と、半期ごとの売却実績の総合結果により評価し、期末手当に反映している。

以上により適切に対応しているものと認められる。

⑦事務・事業の見直し等

施設整理機構設立当初から全職員が参加する毎朝の業務打合会において、様々な問題点等について全員で議論し、理事長により方策決定がなされ、また、業務の重要方針についても、毎月の幹部会・役員会を経た上で決定する仕組みとなっており、引き続き円滑な業務運営を行っているものと認められる。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

平成21年度（第5期事業年度）

業務実績評価シート

平成21事業年度 事業報告書

独立行政法人通則法第32条第1項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第5条第1項の規定により、平成21事業年度における独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）の概況及び事業の実施状況等を次のとおり報告する。

（概況）

1 目的

機構は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「国民年金法等改正法」という。）第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は国民年金法等改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資する。

2 業務

- (1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。
- (2) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。
- (3) 上記業務に附帯する業務を行うこと。

3 事務所の所在地

- (1) 主たる事務所
千葉県船橋市海神町西1丁目1042番2号
- (2) 従たる事務所
東京都中央区日本橋本町4丁目8番16号

4 資本金の状況

（平成21年度末）

143,284,438,891円（全額政府出資金）

（内訳）	厚生年金勘定	61,600,272,546円
	国民年金勘定	7,722,466,632円
	健康保険勘定	73,961,699,713円

5 沿革その他の概要

(1) 沿革

平成17年10月1日 機構設立

(2) 設立根拠法

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成17年法律第71号）

6 役員状況

(1) 定数（平成22年3月31日現在）

役員 4名（理事長1名、理事1名、監事2名）

(2) 役員の名、役職及び職歴

氏名	役職	職歴
水島 藤一郎	理事長	（前）（株）三井住友銀行顧問
柏木 慶永	理事（非常勤）	（前）日刊工業新聞社 執行役員
中川 幹也	監事（非常勤）	公認会計士
永松 東興	監事（非常勤）	（株）フタバ・アント・パートナーズ 取締役

平成21年度評価項目【目次】

評価区分	21年度計画記載項目	頁
評価シート(1) (効率的な業務運営体制の確立)	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	3
	1.効率的な業務運営体制の確立	3
	(1) 外部委託の活用	4
	(2) 施設の運営委託	4
評価シート(2) (業務管理の充実)	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	7
	2.業務管理の充実	7
	(1) 情報管理体制の確立	7
	(2) 進捗管理の徹底	7
評価シート(3) (業務運営の効率化に伴う経費削減)	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	9
	3.業務運営の効率化に伴う経費節減	9
	(1) 一般管理費(人件費を除く。)	9
	(2) 業務経費	9
評価シート(4) (各施設の経営状況等の把握、機構の業務内容に関する地方公共団体への説明)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	13
	1.各施設の経営状況等の把握	13
	2.機構の業務内容に関する地方公共団体への説明	13
	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	15
評価シート(5) (年金福祉施設等の譲渡又は廃止)	3.年金福祉施設等の譲渡又は廃止	15
	(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期	15
	(2) 契約方法	16
	(3) 譲渡条件	16
	(4) 譲渡価格	16
	(5) 譲渡の対価の支払方法	17
	(6) 老人ホーム入居者への配慮	17
	(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮	17
	(8) 地方公共団体との相談	17
	(9) 社会保険浜松病院の譲渡	17

評価区分	21年度計画記載項目	頁
評価シート(6) (年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	21
	4.年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	21
	(1) 運営に当たっての基本方針	21
	(2) 施設の管理	21
評価シート(7) (買受需要の把握及び開拓)	(3) 運営の停止等	21
	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	23
	5.買受需要の把握及び開拓	23
評価シート(8) (情報の提供)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	25
	6.情報の提供	25
	(1) 機構の運営状況に関する情報提供	25
	(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供	25
評価シート(9) (予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額)	(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供	25
	第3 予算、収支計画及び資金計画	27
	第4 短期借入金の限度額	27
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	27
評価シート(10) (人事に関する計画)	第6 剰余金の使途	27
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	29
	1.人事に関する計画	29
評価シート(11) (国庫納付金に関する事項)	2.施設及び設備に関する計画	29
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	30
評価シート(12) (外部の有識者からなる機関に関する事項)	3.国庫納付金に関する事項	30
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	31
評価シート(13) (機構の保有する個人情報の保護に関する事項)	4.譲渡業務諮問委員会に関する事項	31
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	32
評価シート(14) (終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項)	5.保有する個人情報の保護に関する事項	32
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	33
	6.終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項	33

評価シート（1）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績																																																						
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図ること。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成・人員配置については、民間の知見を最大限活用できる体制を採りつつ、自ら業績評価を行って見直しを図り、常に実情に即した効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図る。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定されるため、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常に、業務の外部委託も含め、必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>中期計画の5年度として、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制の確立を図るとともに、併せて経営管理の充実を図る。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、また、業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立 社会保険病院・厚生年金病院（併設される老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。</p> <p>① 管理部の体制強化（平成21年8月） 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務に的確に対応するため、専任の管理部長を配置するとともに、管理部組織の充実を図った。</p> <p>② 施設譲渡関連業務の体制見直し（平成21年8月） ・施設部の統合 施設譲渡業務の進捗を踏まえ、施設部の二部体制を統合し一部体制にした。</p> <p>③ 人員削減 上記の組織見直しに加え、施設譲渡関連部門（施設部、業務推進部）を中心に人員の見直しを図り、機構人員の大幅な削減（対前年度比5名）を図った。</p> <p>【平成22年3月31日現在の職員数】</p> <table border="1" data-bbox="1893 867 2543 1052"> <tr><td>総務部</td><td>8名</td><td></td></tr> <tr><td>企画部</td><td>8名</td><td>（全員専門職）</td></tr> <tr><td>施設部</td><td>6名</td><td>（全員専門職）</td></tr> <tr><td>業務推進部</td><td>3名</td><td>（うち専門職2名）</td></tr> <tr><td>管理部</td><td>8名</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>計33名</td><td>（平成20年度末38名）</td></tr> </table> <p>（参考：総人件費改革における当機構の基準人員数（定員）は、41名（常勤役員を含む）である。）</p> <p>【主な出身職種】</p> <table border="1" data-bbox="1893 1150 2576 1276"> <tr><th>出身職種</th><th>人数</th><th>出身職種</th><th>人数</th></tr> <tr><td>金融機関</td><td>9名</td><td>法律事務所</td><td>1名</td></tr> <tr><td>不動産会社</td><td>2名</td><td>医療関係</td><td>1名</td></tr> <tr><td>建設会社</td><td>5名</td><td>調査研究機関</td><td>1名</td></tr> </table> <p>【資格取得者の状況】</p> <table border="1" data-bbox="1893 1304 2703 1518"> <tr><th>資格種別</th><th>人数</th><th>資格種別</th><th>人数</th></tr> <tr><td>宅地建物取引主任者</td><td>6名</td><td>測量士</td><td>1名</td></tr> <tr><td>不動産鑑定士</td><td>1名</td><td>土地区画整理士</td><td>2名</td></tr> <tr><td>一級建築士</td><td>1名</td><td>不動産コンサルティング技能資格</td><td>1名</td></tr> <tr><td>特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB等）</td><td>1名</td><td></td><td></td></tr> </table>	総務部	8名		企画部	8名	（全員専門職）	施設部	6名	（全員専門職）	業務推進部	3名	（うち専門職2名）	管理部	8名			計33名	（平成20年度末38名）	出身職種	人数	出身職種	人数	金融機関	9名	法律事務所	1名	不動産会社	2名	医療関係	1名	建設会社	5名	調査研究機関	1名	資格種別	人数	資格種別	人数	宅地建物取引主任者	6名	測量士	1名	不動産鑑定士	1名	土地区画整理士	2名	一級建築士	1名	不動産コンサルティング技能資格	1名	特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB等）	1名		
総務部	8名																																																								
企画部	8名	（全員専門職）																																																							
施設部	6名	（全員専門職）																																																							
業務推進部	3名	（うち専門職2名）																																																							
管理部	8名																																																								
	計33名	（平成20年度末38名）																																																							
出身職種	人数	出身職種	人数																																																						
金融機関	9名	法律事務所	1名																																																						
不動産会社	2名	医療関係	1名																																																						
建設会社	5名	調査研究機関	1名																																																						
資格種別	人数	資格種別	人数																																																						
宅地建物取引主任者	6名	測量士	1名																																																						
不動産鑑定士	1名	土地区画整理士	2名																																																						
一級建築士	1名	不動産コンサルティング技能資格	1名																																																						
特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB等）	1名																																																								

評価シート（1）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とすること。</p>	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。</p> <p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p>	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。</p> <p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p>	<p>(1) 効率的な業務運営のための外部委託の活用</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>新たに5業務について外部委託を実施するとともに、既存外部委託業務について改善を行った。</p> </div> <p>① 新規外部委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本体施設の売却の進捗に伴い、これに付随する宿舎についても売却を加速させるべく、企画競争にてアドバイザーを選定、売却可能となった宿舎より順次売却業務を委託し、平成22年7月までに全宿舎の売却を完了する予定。 ・ 平成21年度決算より、社会保険病院等についても会計年度末に再評価を実施する必要があることから、一般競争入札により正・副2者の不動産鑑定業者を選定した。 ・ 社会保険浜松病院の譲渡に当たり、重要事項説明書の作成及び入札関連書類の配布等の入札補助業務を委託することとし、一般競争入札により委託業者を選定した。（媒介契約ではないことから、定額での入札とした。） ・ 当機構による社会保険病院等の整備工事を実施するに当たり、各整備案件の妥当性等の検証を行うとともに、設計・監理業務の入札関係資料の作成、現場確認、工事竣工検査等の補助を行うアドバイザーを企画競争により選定。16病院において整備工事を実施中。 ・ 平成22年1月に出資された終身利用型老人ホーム（厚生年金サントール千葉）の譲渡に当たり、企画競争によりアドバイザーを選定し、不動産調査及び事業調査等を実施。アドバイザー業務完了後、売却業務を委託し、平成22年7月に入札を実施する予定。 <p>② 既存外部委託業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規売却業務委託先の指導、業務開始後のフォロー 新規に売却業務委託をする委託業者には、円滑・効率的に業務が進むように、業務の詳細について全体の業務フロー、留意点及びこれまでの事例等の説明会を業務運営開始前に実施した。 業務開始後も逐次状況把握、指導ができるよう連絡・報告体制を明確化し、委託業者間の業務内容のばらつきを排除して、円滑な委託業務遂行ができるようにした。 <p>(2) 施設の運営委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の運営委託は、原則、機構に出資される前に社会保険庁が委託していた公益法人等と、社会保険庁が契約していた内容を基本として委託契約を締結しており、平成22年1月に出資された厚生年金サントール千葉についてもこの取扱いを踏襲している。 <p>【具体的委託契約先】</p> <p>(財) 厚生年金事業振興団、(財) 社会保険健康事業財団、 (社) 全国社会保険協会連合会、(社) 全国国民年金福祉協会連合会 (財) 船員保険会、(財) 各都道府県社会保険協会、 (財) 各都道府県国民年金福祉協会、(社) 地域医療振興協会、岡谷市 (財) 平成紫川会、公立紀南病院組合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設売却の進捗に伴い施設運営に関する特別会計の清算も進んでおり、既に104の特別会計が清算され、剰余金8,057百万円を収受した。また、施設運営以外の事業を実施していない各都道府県国民年金福祉協会等の公益法人においては、公益法人自体の解散が行われており、解散済み及び解散予定の公益法人は44法人となった。

評価シート（1）

評価の視点等	自己評価	S	評定	S
<p>【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】</p>	<p>社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。</p>		<p>【委員会としての評定理由】</p> <p>社会保険病院の出資に伴い組織管理体制の強化を図るとともに、業務の外部委託を効率的に取り入れ、かつ、効率的な人員配置に併せて大幅な人員削減を図りつつ、当機構の最大目標である全施設の売却を着実に進めた点は独法の模範ともなるものであり、大いに評価できる。</p>	
<p>【数値目標】</p> <p>○「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成21年度末現在の常勤役員数を39名以下とする。</p>	<p>平成21年度末の常勤役員数は34名であり、数値目標を5名下回った。これは、機構業務がまだ軌道にのっていない状態の平成17年度末の人員36名に比しても、5.6%の削減となっている。</p>		<p>【各委員の評定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院の出資にともなう管理組織の強化、譲渡業務の進捗を踏まえた施設部の統合のほか、新業務に不可欠なアドバイザーの採用など状況の変化にあわせて迅速な対応を行なっている。特別会計の清算、剰余金の収受なども適切であり、人員削減、内部統制の面でも全員参加の打合せなど円滑に計られており、他の法人の範となるものであった。 人員削減等もよくすすめられたアドバイザーの活用や外部委託等も効率良くすすめている。 体制強化見直し、業務の外部委託など、効率的な業務遂行が行われていると判断する。また、大幅な人員削減も行っている。評価は41名体制との比較で行うのが妥当と考えるが、大幅な人員削減にもかかわらず全施設の売却を完了されている。 施設の売却の進展に応じた体制の整備を行っている。人員も前期末39名から34名に5名減（数値目標39名）外部委託についても適宜適切に行っている。独法のモデルとも言える業務運営体制を構築している点、高く評価される。 社会保険病院組織を充実しつつも、人員を削減できた。これは業務運営の効率性が高く意識、実行された結果である。 新規物件の譲渡等体制への対応、来期で終了する業務体制への対応は、業績の成果から判断して計画を大きく上回っていると評価する。 	
<p>【評価の視点】</p> <p>○組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、適切な運営がなされたか。</p>	<p>実績：○</p> <p>社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。</p> <p>① 管理部の体制強化（平成21年8月） 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務に的確に対応するため、専任の管理部長を配置するとともに、管理部組織の充実を図った。</p> <p>② 施設譲渡関連業務の体制見直し（平成21年8月） ・施設部の統合 施設譲渡業務の進捗を踏まえ、施設部の二部体制を統合し一部体制にした。</p> <p>③ 人員削減 上記の組織見直しに加え、施設譲渡関連部門（施設部、業務推進部）を中心に人員の見直しを図り、機構人員の大幅な削減（対前年度比5名）を図った。</p>		<p>【各委員の評定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院の出資にともなう管理組織の強化、譲渡業務の進捗を踏まえた施設部の統合のほか、新業務に不可欠なアドバイザーの採用など状況の変化にあわせて迅速な対応を行なっている。特別会計の清算、剰余金の収受なども適切であり、人員削減、内部統制の面でも全員参加の打合せなど円滑に計られており、他の法人の範となるものであった。 人員削減等もよくすすめられたアドバイザーの活用や外部委託等も効率良くすすめている。 体制強化見直し、業務の外部委託など、効率的な業務遂行が行われていると判断する。また、大幅な人員削減も行っている。評価は41名体制との比較で行うのが妥当と考えるが、大幅な人員削減にもかかわらず全施設の売却を完了されている。 施設の売却の進展に応じた体制の整備を行っている。人員も前期末39名から34名に5名減（数値目標39名）外部委託についても適宜適切に行っている。独法のモデルとも言える業務運営体制を構築している点、高く評価される。 社会保険病院組織を充実しつつも、人員を削減できた。これは業務運営の効率性が高く意識、実行された結果である。 新規物件の譲渡等体制への対応、来期で終了する業務体制への対応は、業績の成果から判断して計画を大きく上回っていると評価する。 	
<p>○業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立し、適切な運営がなされたのか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな外部委託の実施や委託業務内容の状況把握を逐次実施することにより、効果的かつ効率的な業務運営を行った。 施設売却の進捗に伴い施設運営に関する特別会計の清算も進んでおり、既に104の特別会計が清算され、剰余金8,057百万円を収受した。また、施設運営以外の事業を実施していない各都道府県国民年金福祉協会等の公益法人においては、公益法人自体の解散が行われており、解散済み及び解散予定の公益法人は44法人となった。 		<p>【各委員の評定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院の出資にともなう管理組織の強化、譲渡業務の進捗を踏まえた施設部の統合のほか、新業務に不可欠なアドバイザーの採用など状況の変化にあわせて迅速な対応を行なっている。特別会計の清算、剰余金の収受なども適切であり、人員削減、内部統制の面でも全員参加の打合せなど円滑に計られており、他の法人の範となるものであった。 人員削減等もよくすすめられたアドバイザーの活用や外部委託等も効率良くすすめている。 体制強化見直し、業務の外部委託など、効率的な業務遂行が行われていると判断する。また、大幅な人員削減も行っている。評価は41名体制との比較で行うのが妥当と考えるが、大幅な人員削減にもかかわらず全施設の売却を完了されている。 施設の売却の進展に応じた体制の整備を行っている。人員も前期末39名から34名に5名減（数値目標39名）外部委託についても適宜適切に行っている。独法のモデルとも言える業務運営体制を構築している点、高く評価される。 社会保険病院組織を充実しつつも、人員を削減できた。これは業務運営の効率性が高く意識、実行された結果である。 新規物件の譲渡等体制への対応、来期で終了する業務体制への対応は、業績の成果から判断して計画を大きく上回っていると評価する。 	
<p>○内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 役職員の職務執行の在り方を始めとする内部統制及び財務報告の信頼性の確保については、外部の会計監査人による監査、及び監事による監査のほか、監事に幹部会等定例会議への出席を必須とし、業務執行の適正性に関し逐次意見をいただいている。（別添資料項目6参照） 目標管理の導入に係る職員の人事評価制度については、職員が目標を明確に意識し、主体的な業務遂行を促すための業務実績評価と、主体的な能力発揮を促すための能力評価で構成される人事評価制度を導入。評価結果は昇給、勤勉手当に反映している。また、役員人事評価については、独立行政法人自体の業務の実績を評価の対象とし、独立行政法人評価委員会の評価結果と、半期ごとの売却実績の総合結果により評価し、期末手当支給時に反映している。退職手当については、独立行政法人評価委員会の評価を受けて支給率に反映させることとしている。 		<p>【各委員の評定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院の出資にともなう管理組織の強化、譲渡業務の進捗を踏まえた施設部の統合のほか、新業務に不可欠なアドバイザーの採用など状況の変化にあわせて迅速な対応を行なっている。特別会計の清算、剰余金の収受なども適切であり、人員削減、内部統制の面でも全員参加の打合せなど円滑に計られており、他の法人の範となるものであった。 人員削減等もよくすすめられたアドバイザーの活用や外部委託等も効率良くすすめている。 体制強化見直し、業務の外部委託など、効率的な業務遂行が行われていると判断する。また、大幅な人員削減も行っている。評価は41名体制との比較で行うのが妥当と考えるが、大幅な人員削減にもかかわらず全施設の売却を完了されている。 施設の売却の進展に応じた体制の整備を行っている。人員も前期末39名から34名に5名減（数値目標39名）外部委託についても適宜適切に行っている。独法のモデルとも言える業務運営体制を構築している点、高く評価される。 社会保険病院組織を充実しつつも、人員を削減できた。これは業務運営の効率性が高く意識、実行された結果である。 新規物件の譲渡等体制への対応、来期で終了する業務体制への対応は、業績の成果から判断して計画を大きく上回っていると評価する。 	

評価の視点等	自己評価	—	評価	—	
<p>○法人の業務改善の取組を適切に講じているか。またそのための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委の評価の視点）（委員長通知別添三①と同様）</p>	<p>実績：○</p> <p>機構設立当初から全職員が参加する毎朝の業務打合せにおいて、様々な問題点等について全員で議論し、理事長により方針決定がなされ、また、業務の重要な方針についても、毎月の幹部会・役員会を経た上で決定する仕組みとなっている。これらの手法により日々発生する種々の問題に迅速かつ適切に対応するとともに、職員の積極的な業務への取組を促す等、円滑に業務運営を行っている。</p> <p>（別添資料項目7の①参照）</p>				
<p>○国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。（委員長通知別添三②）</p>	<p>実績：○</p> <p>当機構においては、前記と同様、全職員が参加する毎朝の業務打合せにおいて日々の業務の問題点や業務の改善方策等について議論する中で、費用対効果や必要性等の検証も行い、適切かつ円滑に事業運営を行っている。</p> <p>（別添資料項目7の①、②参照）</p>				
<p>○関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。（委員長通知別添三③）</p>	<p>実績：○</p> <p>公益法人等に対する補助金の交付等及び特定の業務の独占的な委託は行っていない。</p> <p>当機構には関連法人は存在しない。</p> <p>（別添資料項目7の③参照）</p>				

評価シート（2）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>2 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底を図ること。</p>	<p>2 業務管理の充実 （1）業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>（2）業務遂行において生じる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p>	<p>2 業務管理の充実 （1）機構設立の際、国から出資を受ける資産並びに承継する権利及び義務に係る情報等について、中期目標期間の機構の業務に支障を来さぬよう適切に整理を行い、当該情報等の管理体制の確立を図る。</p> <p>（2）業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>（3）業務遂行において生じる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p>	<p>2 業務管理の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度に出資された社会保険病院等に関する情報等をデータベースに取り込み、業務に活用した。 ・社会保険病院等の経営状況の把握と将来の経営管理手法確立に向け、診療科別収支の把握に着手した。 <p>（1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度に出資された社会保険病院等に関する情報をデータベースに取り込み、業務に活用した。 ・新たに出資された厚生年金サンテール千葉に関する情報をデータベースに取り込み、業務に活用した。 ・社会保険病院等の経営状況の把握と将来の経営管理手法確立に向け、診療科別収支の把握に着手。第一段階として厚生年金病院7病院について基礎的なモデルを開発中であり、概ね完成の見込み。 <p>（2）従来同様下記のとおり実施している。</p> <p>① 会議による管理 業務の進捗に関しては、幹部会（2回／月開催、構成員：理事長、理事、監事、審議役、部長及び総務課長）及び役員会（1回／月開催、構成員：理事長、理事、監事）に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、日常管理として理事長が主宰する原則毎朝開催の業務打合せ（参加者：理事長、審議役、施設部・業務推進部・管理部・企画部所属員全員、総務課長等）においても適宜状況報告及び進捗管理を行っている。計画進捗のために何らかの方策が必要な事項に関しては、適宜関係者で打合せを行い方針を決定し対処を行った。</p> <p>② システムによる管理 情報管理、計画管理、進捗管理、実績管理の項目毎にデータベースを構築することにより、情報を共有し日々の管理を行える体制をシステムとして整備している。</p> <p>（3）当機構の業務に関しては、入札に係るリスク（暴力団等不適格入札者、談合、偽情報、システム及び人的な内部情報漏洩）、風評リスク、法規制変更リスク、災害リスク等多様な事業リスクが発生する蓋然性があると認識している。これらに関しては毎朝開催する業務打合せでその対応につき全員で議論を行い、その結果に基づき所管部署が対応を行っている。</p> <p>特に施設売却の過程において発生する様々なリスクに対応するために、入札参加者の資格について、より適正に対処するため、企画部に上席調査役を、また、訴訟等法律問題や情報公開・個人情報保護に適切に対応するため、総務部に法務文書課を設置している。</p> <p>また、入札参加予定者への被害発生が考えられる「機構施設につき優先譲渡・随意契約ができる」等の偽情報が流布されているとの情報が寄せられたことから、関係当局との連携体制を構築・強化するとともに、情報を入手する都度、データベースに登録、注意喚起のメッセージをホームページに掲出し被害発生の防止を図っている。</p>

評価の視点等	自己評価	S	評定	S
<p>【評価項目2 業務管理の充実】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に出資された社会保険病院等に関する情報をデータベースに取り込み、業務に活用した。新たに出資された厚生年金サテール千葉に関する情報をデータベースに取り込み、情報を共有するとともに、当機構自らが支障の解決に取り組むことにより資産価値の向上を図った。 社会保険病院等の経営状況の把握と将来の経営管理手法確立に向け、診療科別収支の把握に着手。第一段階として厚生年金病院7病院について基礎的なモデルを開発中であり、概ね完成の見込み。 顕在化したリスクのみならず潜在的なリスクに対しても迅速かつ適切に人的・組織的対応を行い、被害の未然防止に成功している。 偽情報等のリスク情報を迅速かつ適切に開示し、周知徹底と被害の未然防止を図っている。 		<p>【委員会としての評定理由】</p> <p>物件のデータベースへの取り込みを確実にし業務運営に活用されており、併せて内部での打ち合わせや会議を適切に行い内部統制を徹底している。この結果、業務の進捗や業務管理の充実が図られるとともに、計画的な業務推進を実現しており、大いに評価できる。</p>	<p>【各委員の評定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院の経営管理手法確立に向けたモデル開発は画期的であり、今後の活用は大いに期待するものである。リスク対応も着実に進めており、全件施設売却の目処を立てた点は大いに評価する。(最終的な評価は当法人の最終評価時に行うこととしたい) 内部での幹部会、役員会、業務打合せ等の効果が良く出ている。 社会保険病院等に関しても、病院の経営モデルの事例が少ない中で、持続可能な事業体確立のために収支分析などが実施されている。 理事長のリーダーシップの下、業務管理を徹底させ、5年間で全ての施設の利益を出しつつ処分することを実現している。 全物件売却の目処がたったことは非常に大きな成果。また、社会保険病院の経営情報の把握システムを作り上げていることは、公的機関として大きな成果。 物件のデータ管理及び進捗管理等適切な業務運営体制の下で計画を上回って充実した管理が行われたと評価する。
<p>【数値目標】</p> <p>○業務の計画的推進を図るため、進捗管理を徹底し、5年間で全ての施設を売却する。そのため、平成21年度、平成22年度の年度計画に対する売却施設数の達成率を100%とする。</p>	<p>平成21年度の年度計画(65施設)に対する決算ベース売却施設数(65施設)の達成率は100%であり、全施設売却の目処が立った。</p>			
<p>【評価の視点】</p> <p>○国から出資を受けた資産並びに承継した権利及び義務に係る情報等について、適切に整理を行い、当該情報等の管理体制を確立できたか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度に出資された社会保険病院等に関する情報をデータベースに取り込み、業務に活用した。 新たに出資された厚生年金サテール千葉に関する情報をデータベースに取り込み、業務に活用した。 社会保険病院等の診療科別収支の把握に着手。厚生年金病院7病院について基礎的なモデルが概ね完成し、経営実績の把握が可能となった。 			
<p>○業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底に向けて、具体的な取組がなされたか。</p>	<p>実績：○</p> <p>業務の進捗管理については定例会議及びシステムの両面で行っており、計画的推進を図っている。</p>			
<p>○業務遂行において生じる多様な事業リスクの的確な把握・管理に向けて、具体的な取組がなされたか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 当機構の業務に関しては、多様なリスクがあるが潜在的なリスクへの事前対応、顕在化したリスクへの迅速な対応などの確にに対応しており、現状それらのリスクが当機構の業務及び買受人等関係者に及ぶことを回避し得ていると考えている。また、状況に応じ適時適切に人的・組織的対応を図っている。 偽情報については、関係当局との連携体制を構築・強化するとともに、入手の都度その情報内容をホームページに掲載し、周知徹底と被害の未然防止に万全を期している。 			

評価シート（3）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績																																																																								
<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 機構の業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、機構の運営経費をできる限り節減すること。</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減すること。</p> <p>（2）「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減する。</p> <p>（2）業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p> <p>（3）「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努める。</p> <p>（2）業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p> <p>（3）国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 運営経費をできる限り節減するよう効率化を図った結果、経費予算11,252百万円に対し、実績は1,841百万円であり、予算比9,411百万円の減となった。《決算速報値、以下同様》</p> <p>（1）一般管理費（人件費を除く）については、必要最小限の執行に努め、少額の契約（消耗品等）であっても複数の見積り合わせを行うなど経費の節減を図り、平成17年度との比較で26%節減した。 なお、平成20年度との比較で7%増加しているが、平成21年度に機構本部事務室のあった「ちば社会保険センター」の売却を行ったため、本部移転に4百万円（ネットワーク関係工事、備品等の移設等）を要したことによるものであり、これを除いた通常経費では対前年度比7%減、平成17年度との比較では36%減となっている。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>一般管理費 (人件費除く)</th> <th>対 17年度</th> <th>対 18年度</th> <th>対 19年度</th> <th>対 20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">17 年度 (6 ヶ月間)</td> <td>①決算額</td> <td>86</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②初年度限りの経費</td> <td>65</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③継続する経費 (①-②)</td> <td>21</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④年換算 (③×2)</td> <td>42</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">18年度決算額</td> <td>38</td> <td>△10%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">19年度決算額</td> <td>33</td> <td>△21%</td> <td>△13%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">20年度決算額</td> <td>29</td> <td>△31%</td> <td>△24%</td> <td>△12%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">21 年度</td> <td>⑤決算額</td> <td>31</td> <td>△26%</td> <td>△18%</td> <td>△6%</td> <td>+7%</td> </tr> <tr> <td>⑥本部移転経費</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑦通常経費 (⑤-⑥)</td> <td>27</td> <td>△36%</td> <td>△29%</td> <td>△18%</td> <td>△7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）業務経費については、予算11,089百万円に対し実績1,707百万円となり、9,383百万円の減となった。これは当機構が解体費等5,019百万円を節減したことが主因であり、このほか病院の整備費等3,699百万円が翌年度に繰り延べになったこと、災害が発生しなかったことから災害復旧費665百万円が不要となったことによる。 また、経費の執行に当たっては、原則として一般競争入札とし、一般競争入札になじまない一部の業務については企画競争を行い、業務経費の効率的な執行に努めた。</p> <p>（3）社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め、大幅な人員削減を行うことにより、当機構の常勤役職員数は34名となり、平成17年度比5.6%の削減を達成した。 役員給与等については、俸給月額の変額改定及び賞与の支給割合の変額改定を行っている。 職員の給与についても、俸給月額の変額改定及び賞与の支給割合の変額改定、諸手当の見直しを行う等、いずれも国家公務員の給与構造改革に準じた給与等の見直しを行った。</p>			一般管理費 (人件費除く)	対 17年度	対 18年度	対 19年度	対 20年度	17 年度 (6 ヶ月間)	①決算額	86	—	—	—	—	②初年度限りの経費	65	—	—	—	—	③継続する経費 (①-②)	21	—	—	—	—	④年換算 (③×2)	42	—	—	—	—	18年度決算額		38	△10%	—	—	—	19年度決算額		33	△21%	△13%	—	—	20年度決算額		29	△31%	△24%	△12%	—	21 年度	⑤決算額	31	△26%	△18%	△6%	+7%	⑥本部移転経費	4	—	—	—	—	⑦通常経費 (⑤-⑥)	27	△36%	△29%	△18%	△7%
		一般管理費 (人件費除く)	対 17年度	対 18年度	対 19年度	対 20年度																																																																					
17 年度 (6 ヶ月間)	①決算額	86	—	—	—	—																																																																					
	②初年度限りの経費	65	—	—	—	—																																																																					
	③継続する経費 (①-②)	21	—	—	—	—																																																																					
	④年換算 (③×2)	42	—	—	—	—																																																																					
18年度決算額		38	△10%	—	—	—																																																																					
19年度決算額		33	△21%	△13%	—	—																																																																					
20年度決算額		29	△31%	△24%	△12%	—																																																																					
21 年度	⑤決算額	31	△26%	△18%	△6%	+7%																																																																					
	⑥本部移転経費	4	—	—	—	—																																																																					
	⑦通常経費 (⑤-⑥)	27	△36%	△29%	△18%	△7%																																																																					

評価の視点等	自己評価	S	評定	S
【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費節減】	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は平成17年度との比較で26%（本部移転経費を除く通常経費では36%）、20年度との比較では本部移転経費を除く通常経費で7%節減した。 業務経費については、事業譲渡を原則とすること等により解体費等を5,019百万円節減したことを主因とし、予算比9,383百万円の減となった。 経費の執行に当たっては、可能な限り一般競争入札により行っている。 		【委員会としての評定理由】	<p>一般管理費は平成17年度比26%（通常経費では36%）減、業務経費は積極的に事業継続による譲渡を進めた結果、大規模な削減を実現している。業務費に係る冗費の点検削減についても着実に進められているとともに、人員削減についても目標を達成し、人件費の削減を行いつつ、効率的な執行に努めた点は大いに評価できる。これは、契約の執行、審査体制は厳正に対応するとともに、外部顧問も加えた全体的な体制も円滑に機能した結果と言える。</p>
【数値目標】 ○平成21年度末の一般管理費（人件費除く）の額を対17年度比で10%以上削減する。	<p>平成21年度末の一般管理費（人件費除く）の額（31百万円）は対17年度比で26%削減した。</p>			
【評価の視点】 ○一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減すること。	実績：○	<p>平成17年度との比較で26%（本部移転経費を除く通常経費では36%）節減、平成20年度との比較では7%の増加となったが、本部移転経費を除く通常経費では7%節減した。（業務実績第1の3（1）参照）</p>	【各委員の評定理由】	
○一般管理費（人件費を除く。）の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取組が行われ、着実に進展しているか。	実績：○	<p>一般管理費（人件費を除く）については、本部移転に伴い平成20年度との比較では7%の増加となったが、必要最小限の執行に努め、少額の契約（消耗品等）であっても複数の見積り合わせを行うなど経費の節減を図り、平成17年度との比較では26%節減した。（本部移転経費を除く通常経費では平成17年度との比較で36%減、平成20年度との比較で7%減）（業務実績第1の3（1）参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通常経費では平成17年度比36%減、業務経費は予算比大中減であり、業務費に係る冗費の点検削減についても着実に進めており、人員削減による人件費の削減は大いに評価できる。契約の執行、審査体制は厳正に対応できており、外部顧問も加えた全体的な体制も円滑に機能している。 管理費の削減、業務経費の削減等も良く数値に現れている。 一般管理費は中期目標を大幅に上回る規模で削減されている。特に、業務経費に関しては、災害が発生しなかった要因もあるが、事業継続を目指して譲渡を進めた結果、大規模に削減されている。人員数削減に関しても、36名体制と比較しても目標が達成されている。 解体費の節減を含めた経費の節減、人件費の節減等、業務経費削減努力を確実に行っている。 解体を避けることを中心として経費節減が引き続き図られている（予算全体としては、110億円の予算が17億円の支出で済んでいる）。その他人件費の削減も図られている。 予算対比の経費削減は計画を上回っている。 	
○事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。委員長通知別添二①	実績：○	別添資料項目4参照		
○業務経費について、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行を実現するため、具体的な取組がなされたか。	実績：○	<p>業務経費については、事業譲渡を原則とすること等により解体費等を5,019百万円節減したことを主因とし、予算比9,383百万円の減となった。（業務実績第1の3（2）参照）</p>		
○総人件費改革を進めるため、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うための取組を進めたか。（政・独委の評価の視点と同様）	実績：○	<p>平成21年度は、施設譲渡業務を適切かつ迅速に進め、機構内組織をより効率的な体制にするとともに、大幅な人員削減を図ったことにより、常勤役員数は34名となり、平成17年度比5.6%の人員削減を達成した。（別添資料項目3の①参照）</p> <p>（参考） 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）では、その時点で事業継続がなされていた法人を対象に、その後の5年間で5%の人員削減を行うことを基本として定員純減目標が定められているが、当機構は平成17年10月に設置され、業務がまだ軌道にのっていない状態の平成17年度末の人員は36名であったことから、関係当局と調整をし、業務の本格稼働時の定員を41名とすることで協議が整い、この数を基準として削減していくこととしたところであり、厚生労働大臣も当機構における人員削減の基準となる人数は41名であることを前提に中期計画を認可しているところである。</p>		

評価の視点等	自己評価	—	評価	—										
○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。	実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 役員給与等については、俸給月額の減額改定及び賞与の支給割合の減額改定を行っている。 職員の給与についても、俸給月額の減額改定及び賞与の支給割合の減額改定、諸手当の見直しを行う等、いずれも国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の見直しを行った。 (別添資料項目3の①参照) 													
○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> 給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 (政・独委の評価の視点) (委員長通知の別添一①と同様) 	実績：○ 平成 21 年度の当機構の職員給与の対国家公務員ラスパイレス指数については、国の給与改正に準じて給与等の見直しを行った結果、地域・学歴勘案の対国家公務員指数で、100を下回ったところである。 引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとしている。(別添資料項目3の①参照) (参考) 対国家公務員ラスパイレス指数 <table border="1" data-bbox="1077 800 1730 894"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>111.6</td> <td>110.0</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>105.3</td> <td>99.8</td> </tr> </tbody> </table>				平成 20 年度	平成 21 年度	対国家公務員	111.6	110.0	地域・学歴勘案	105.3	99.8		
	平成 20 年度	平成 21 年度												
対国家公務員	111.6	110.0												
地域・学歴勘案	105.3	99.8												
○国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。(委員長通知別添一③)	実績：○ 国と異なる手当について、勤勉手当の成績率の区分・支給率を 21 年 12 月支給分より国の基準と同一とするとともに、本部手当を平成 21 年度末で廃止した。今後とも国の基準に準じた見直しに努める。 (別添資料項目3の②参照)													
○法定外福利費の支出は、適切であるか。(委員長通知別添一④)	実績：○ 当機構における法定外福利費は「労働安全衛生法に基づく健康診断費用」及び「人間ドック等の健康診断費用」のみであり、その他レクリエーション等経費への支出はない。 (別添資料項目3の③参照)													
○契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。(政・独委の評価の視点)	実績：○ 一般競争入札における公告期間・公告方法、予定価格の作成・省略の規定は会計規程等に明確に定めており、公告期間の下限、指名競争入札限度額、予定価格を省略できる基準額は全て国と同様のものとなっている。また、包括的随契条項、公益法人随契条項などの恣意的な運用が可能となる随意契約条項は設定していない。 平成 21 年度には、複数年契約に関する会計規程の明確化を図り、企画競争の実施要領を作成した。また、総合評価落札方式については、これまでの当機構の契約事案と今後の存続期間中に発生が見込まれる事案を含めて検討した結果、当該方式の導入の必要性は極めて低いことから、規程等の整備は行わないこととした。 (別添資料項目5の⑤参照)													

評価の視点等	自己評価	—	評価	—	
○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）	<p>実績：○</p> <p>当機構は小規模法人であるため、従前より契約関係事務に精通した顧問に、契約に関する審査・指導を受けるとともに、契約に係る全決裁を担当部、総務部（経理担当）で審査した上、理事長のほか監事にも回付し、厳正に審査を行っている。加えて、全職員参加で毎日行われる業務打合せにおいても、事業に係る契約方式について報告し、毎月の契約状況をホームページで公表するとともに、四半期ごとの契約事案を役員会に報告し、再審査を行うことを徹底し、厳正に対応を行っている。</p> <p>「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日厚生労働大臣通知）による、審査機関の設置については、平成22年度から前記の体制を明確化し、理事長、理事、監事等の他、契約担当の外部顧問も加えて適切に行う体制を確保した。（別添資料項目5の②参照）</p>				
○契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。（その後のフォローアップを含む。）。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。（委員長通知別添二③）	<p>実績：○</p> <p>平成20年度のすべての契約及び平成21年度の契約監視委員会設置後の契約（いずれも少額随契を除く）について点検を受け、特段の指摘事項はなかった。</p> <p>「随意契約等見直し計画」については、競争性のある契約方式への移行については平成20年度中に完了し、一者応札案件の見直しについては、平成21年7月に策定した「1者応札・1者応募」に係る改善方策により、一層の競争性の確保に努めている。</p> <p>（別添資料項目5の①、③、④参照）</p>				
○個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）（委員長通知の別添二②と同様）	<p>実績：○</p> <p>契約に当たっては契約担当顧問の審査・指導や毎日の業務打合せでの確認のほか、担当部、経理で審査した上、理事長のほか監事の確認を受け、更に役員会において四半期ごとに再審査を行う等、厳正に行っているところであり、平成21年度における競争性のない随意契約は、いずれも相手方が限定されているなど随意契約によらざるを得ないもののみとなっている。</p> <p>（別添資料項目5の②参照）</p>				
○総人件費改革は進んでいるか。（委員長通知別添一②）	<p>実績：○</p> <p>役員（理事長）の報酬等については、平成18年度より特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、また、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるよう努めている。</p> <p>平成21年度の役員給与等については国家公務員に準じた見直しを行い、俸給月額減額改定及び特別手当の支給割合の減額改定を行ったところである。</p> <p>職員給与等についても同様に国家公務員に準じた見直しを行い、俸給月額の減額改定、賞与の支給割合の減額改定及び諸手当の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めている。</p> <p>当機構の平成21年度の対国家公務員ラスパイレス指数については、国の給与改正に準じて給与等の見直しを行った結果、地域・学歴勘案の対国家公務員指数で、100を下回ったところである。</p> <p>今後も引き続き国の給与改正に準じて給与の見直しを行い、適正な給与水準の維持に努めることとしている。</p> <p>「行政改革の重要方針」（17.12.24閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成21年度末までに、平成17年度に比べて4%以上の人員の削減を行うこと、また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、必要な見直しを進めることとしている。</p> <p>平成21年度は、施設譲渡業務を適切かつ迅速に進め、機構内組織をより効率的な体制とするとともに、大幅な人員削減を図ったことにより、常勤役職員数は34名となり、平成17年度比5.6%の人員削減を達成した。</p> <p>（別添資料項目3の①参照）</p>				

評価シート（４）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績																	
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 各施設の経営状況等の把握 中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を把握する。</p> <p>2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行う。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>各施設の経営状況については決算の都度情報の更新を行い開示するとともに、各地方公共団体の意向調査、施設に対する支援策取り付けによる付加価値の向上に努力した。</p> <p>1 各施設の経営状況等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでに実施した総合アドバイザー等による事業調査、不動産調査の結果を計画管理データベースに集約し、各施設の経営状況、今後の経営改善見込、建物・設備の老朽度等の状況を把握を行い、これらの情報を買受希望者に提供してマーケティング活動を行った。 建物耐震診断・土壌汚染の調査の実施が必要と考えられる施設全件の調査を実施し、譲渡に当たって調査結果を開示している。 社会保険病院等について、財務内容と老朽度に基づき16病院を選定の上、アドバイザーの意見を参考にしながら施設整備計画を策定し整備を実施した。 <p>2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の買受意向については、機構設立当初全ての地方公共団体に対し確認を行っている。その後のマーケティング活動の中で、譲渡価格の引上げ、雇用の確保、地元の存続要望等の公共性への対応の観点から、地方公共団体による支援策等の取り付けが極めて重要なポイントであると判断している。 その観点から、全ての地方公共団体に対して面談の上、各施設に対する地方公共団体としての意向を確認するとともに、支援策を要請している。これは原則として、各地方公共団体のトップに対して理事長が要請を行ってきた。その結果、地方公共団体によるこれまでの支援状況は下表の通りとなっている。 <table border="1" data-bbox="2160 1220 2718 1566"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">施設数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>内 21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公共団体が入札に参加して落札したもの</td> <td>10</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体による取用に応じたもの</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>固定資産税減免、補助金交付、その他敷地利用料減免や無利息貸付等の支援策を得たもの</td> <td>53</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>70</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> なお、固定資産税減免等の支援策を得た53施設に関しては、入札公告時に当該支援策を公表しており、この内46施設については地方公共団体の意向に沿った用途となっている。 		施設数			内 21年度	地方公共団体が入札に参加して落札したもの	10	2	地方公共団体による取用に応じたもの	7	3	固定資産税減免、補助金交付、その他敷地利用料減免や無利息貸付等の支援策を得たもの	53	15	計	70	20
	施設数																			
		内 21年度																		
地方公共団体が入札に参加して落札したもの	10	2																		
地方公共団体による取用に応じたもの	7	3																		
固定資産税減免、補助金交付、その他敷地利用料減免や無利息貸付等の支援策を得たもの	53	15																		
計	70	20																		

評価の視点等	自己評価	S	評定	S
<p>【評価項目4 各施設の経営状況等の把握 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡価格引上げのために事業キャッシュフローの改善可能性を開示するとともに、各地方公共団体の支援取り付けによる付加価値の向上に努力した。 その結果、地方公共団体が入札に参加して落札したものが10施設、地方公共団体による収用に応じたものが7施設あるほか、固定資産税減免、補助金交付、その他敷地利用料減免や無利息貸付等の内容の支援策を得たものが53施設となっており、相乗的な効果が得られている。 		<p>【委員会としての評定理由】</p> <p>事業調査、不動産調査の結果をデータベースに集約するなどの確かなマーケティング資料を整備し、物件の価値を向上させるための施策に活用、地方自治体への支援策の取り付け、買受希望者へ確実、適切な資料提供を行ったことや物件により収用等の手法を適切に展開しており、様々な創意工夫が見られ、大いに評価できる。</p>	
<p>【数値目標】</p>	<p>【数値目標】</p>			
<p>【評価の視点】</p> <p>○中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を適切に把握できたか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 全施設について事業調査、不動産調査を実施し、事業としての今後の可能性及び不動産としての対応方針を示した極めて有効なマーケティング資料が整備され、買受希望者からも充実した資料の提供がなされていると評価されている。 建物耐震診断・土壌汚染の調査が必要と考えられる施設全件の調査を実施し、譲渡に当たって調査結果を開示している。 社会保険病院等について、財務内容と老朽度に基づき16病院を選定の上、アドバイザーの意見を参考にしながら施設整備計画を策定し整備を実施した。 		<p>【各委員の評定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> データベースを活用したマーケティング資料の整備、地方公共団体からの支援策（固定資産税の減免等）のとりつけ等、積極的に活動し、大いなる成果をあげていることは特筆に値する。 事業調査やアドバイザーの活用が効率よく行なわれた公共団体への説明の努力がみえる。 不動産市況が悪化する中で、自治体の支援を取り付けるなど、譲渡を円滑に進めるための工夫が行われた。 	
<p>○年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行ったか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡価格の引上げ、雇用の確保等の観点から地方公共団体からの支援策等の取り付けが重要なポイントであると判断し、全ての地方公共団体に対して面談の上、意向を確認するとともに支援策を要請している。 その結果、地方公共団体が入札に参加して落札したものが10施設、地方公共団体による収用に応じたものが7施設あるほか、固定資産税減免、補助金交付、その他敷地利用料減免や無利息貸付等の内容の支援策を得たものが53施設となっており、相乗的な効果が得られている。 固定資産税減免等の支援策を得た53施設の内46施設については地方公共団体の意向に沿った用途となっている。 		<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体と密接に連絡を取り、物件毎に地方公共団体からの支援策を取り付けている。収用等の物件処分に相応しい手法を適切に活用した。 買受希望者に対する物件のデータベース情報の提供、病院の経営把握をしっかり行っている。地方公共団体への説明も引き続き行っており、大きな成果が得られている。 売却物件の価値向上手法や固定資産税の減免など買手にとって有益となる情報の発信による販売政策は計画を大きく上回る対応である。 	

評価シート（5）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績																																																																																																												
<p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させること。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。 社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応すること。</p> <p>(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定めること。</p>	<p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させる。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。 社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。</p> <p>(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 各施設の状況について把握するとともに、年度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。 ② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、年度計画において定める。</p>	<p>3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化を図る。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。 なお、社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。</p> <p>(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 本年度における譲渡施設は、別表に定めるものとする。</p>	<p>3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止</p> <p>1. 平成21年度の売却額は落札ベースで814億円であり、計画比+372億円となった。厳しい経済環境の中でも多様な買受需要の開拓を行った結果、直近の価格である売却原価に対し+359億円(179.2%)を確保し、出資価格に対しても△2億円(99.8%)に留めた。 2. その結果、当機構発足以来平成21年度末まで4年半の落札ベースの売却額合計は2,144億円となり、売却原価比で+1,023億円(191.2%)、出資価格比で+238億円(112.5%)となり、譲渡対象301施設の出資価格総額2,015億円に対しても+129億円となったことから、全施設売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保することができた。また、特別会計の清算等に伴い、81億円の清算剰余金を確保している。 3. 当機構発足以来平成21年度末までの譲渡施設数は、落札ベースで295施設(進捗率98.0%)となり、未売却物件は、平成22年1月追加出資の厚生年金サテール千葉を含め6施設、施設附属の宿舍等14物件となり、全物件の売却を完了する目処が立った。 4. 譲渡に当たっては一般競争入札により、公正性・透明性に十分意を用いた運営を行っており、現状、機構の運営に関して外部からの指摘等はない。また、譲渡後の施設の利用状況については公序良俗に反する使用等が行われていないか全件チェックを行っており、そのような事例はない。 5. 雇用と公共性への配慮については、機構の基本方針として事業譲渡を原則とし、入札参加者への雇用継続依頼、各地方公共団体への事業継続に向けた支援依頼を直接面談にて行っている。その結果、平成21年度における事業継続率は69%、雇用継続率は71%となった。 6. 厚生労働大臣から譲渡対象として選定された社会保険浜松病院については、地元自治体から意見を聴取するとともに、地元有識者で構成される譲渡検討委員会に諮問した上で譲渡条件を設定し、一般競争入札により落札者を決定し、地域医療に充分配慮した対応を行った。</p> <p>(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期</p> <p>【平成21年度の譲渡実績】 (金額単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">譲渡施設数</th> <th colspan="2">譲渡物件数</th> <th rowspan="2">21年度売却額 (落札ベース)</th> <th>売却原価対比額</th> <th>売却原価比</th> <th>出資価格対比額</th> <th>出資価格比</th> </tr> <tr> <th>落札ベース</th> <th>決算ベース</th> <th>落札ベース</th> <th>決算ベース</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>58</td> <td>65</td> <td>124</td> <td>108</td> <td>81,432</td> <td>+35,990</td> <td>179.2%</td> <td>△164</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>計画</td> <td>65</td> <td>65</td> <td>116</td> <td>116</td> <td>44,203</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画比</td> <td>△7</td> <td>0</td> <td>+8</td> <td>△8</td> <td>+37,229</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【年度別譲渡実績推移】 (落札ベース)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>譲渡施設数</th> <th>譲渡物件数</th> <th>売却額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17年度</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>6,307</td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>62</td> <td>81</td> <td>28,650</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>98</td> <td>101</td> <td>45,977</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>73</td> <td>87</td> <td>52,054</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>58</td> <td>124</td> <td>81,432</td> </tr> </tbody> </table> <p>【当機構発足以来の譲渡実績】 (落札ベース)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">譲渡施設数</th> <th rowspan="2">譲渡物件数</th> <th rowspan="2">①売却額</th> <th>売却原価対比額</th> <th>売却原価比</th> <th>出資価格対比額</th> <th>出資価格比</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績</td> <td>295</td> <td>402</td> <td>214,421</td> <td>+102,302</td> <td>191.2%</td> <td>+23,828</td> <td>112.5%</td> </tr> <tr> <td>譲渡対象施設</td> <td>(注)301</td> <td>421</td> <td>②出資価格 201,509</td> <td colspan="4">① - ② = 12,912</td> </tr> <tr> <td>未売却施設数</td> <td>6</td> <td>19</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		譲渡施設数		譲渡物件数		21年度売却額 (落札ベース)	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比	落札ベース	決算ベース	落札ベース	決算ベース					実績	58	65	124	108	81,432	+35,990	179.2%	△164	99.8%	計画	65	65	116	116	44,203					計画比	△7	0	+8	△8	+37,229						譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	17年度	4	9	6,307	18年度	62	81	28,650	19年度	98	101	45,977	20年度	73	87	52,054	21年度	58	124	81,432		譲渡施設数	譲渡物件数	①売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比					実績	295	402	214,421	+102,302	191.2%	+23,828	112.5%	譲渡対象施設	(注)301	421	②出資価格 201,509	① - ② = 12,912				未売却施設数	6	19					
	譲渡施設数		譲渡物件数		21年度売却額 (落札ベース)	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額		出資価格比																																																																																																					
	落札ベース	決算ベース	落札ベース	決算ベース																																																																																																											
実績	58	65	124	108	81,432	+35,990	179.2%	△164	99.8%																																																																																																						
計画	65	65	116	116	44,203																																																																																																										
計画比	△7	0	+8	△8	+37,229																																																																																																										
	譲渡施設数	譲渡物件数	売却額																																																																																																												
17年度	4	9	6,307																																																																																																												
18年度	62	81	28,650																																																																																																												
19年度	98	101	45,977																																																																																																												
20年度	73	87	52,054																																																																																																												
21年度	58	124	81,432																																																																																																												
	譲渡施設数	譲渡物件数	①売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比																																																																																																								
実績	295	402	214,421	+102,302	191.2%	+23,828	112.5%																																																																																																								
譲渡対象施設	(注)301	421	②出資価格 201,509	① - ② = 12,912																																																																																																											
未売却施設数	6	19																																																																																																													

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績										
<p>また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。</p> <p>（2）契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。</p> <p>（3）譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>（4）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。</p>	<p>③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。</p> <p>（2）契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。</p> <p>（3）譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>（4）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。</p>	<p>② 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。</p> <p>（2）契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。</p> <p>（3）譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、保養ホームについては、厚生労働大臣の指示により、当該施設が連携している厚生年金病院と一体で譲渡する。また、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの</p> <p>（4）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。</p>	<p>（注）当初譲渡又は廃止の対象とされた施設は302施設であったが、平成21年3月の厚生労働大臣指示により、社会保険浜松病院が譲渡の対象として選定された。また、保養ホーム3施設については連携している厚生年金病院と一体で譲渡することとなり譲渡対象施設から削除されたため、対象施設数は300施設となった。更に、平成22年1月に終身利用型老人ホーム（厚生年金サテール千葉）が譲渡対象施設として出資されたため、当機構が5年間で譲渡する対象施設数は301施設となった。</p> <p>【特別会計の清算】 清算済み：104特別会計・・・8,057百万円を収受 今後清算予定：14特別会計</p> <p>【公益法人の解散】 解散済み及び解散予定：44法人 非解散：50法人</p> <p>【ご参考】未売却施設数（平成22年7月8日現在）：3施設（施設附属の宿舎等は全物件売却完了）</p> <p>② 譲渡する施設の施設名・入札場所及び日時等については、全て官報及び機構ホームページに開示している。また、公告時期については、事前に委託先公益法人と発表時期・営業停止時期等を協議、売却スケジュールを策定し、事業継続の施設については円滑な営業の継続、事業主体の移行を図るべく、早めの落札者名の公表、引継ぎスケジュールの前倒しを落札者に依頼する等の調整を実施した。</p> <p>（2）契約方法 ① 平成21年度売却物件は、公正で適正な譲渡を行う観点から、収用に応じた下記施設を除き、全て一般競争入札により対応した。</p> <table border="1" data-bbox="1816 955 2614 1108"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>譲渡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州厚生年金会館</td> <td>北九州市</td> </tr> <tr> <td>広島厚生年金会館</td> <td>広島市</td> </tr> <tr> <td>さがみの</td> <td>相模原市及び相模原市土地開発公社</td> </tr> <tr> <td>東京厚生年金病院（敷地の一部）</td> <td>東京都</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 平成21年度売却の借地上の建物（くまのじ）については、土地所有者の購入希望は無く、一般競争入札により対応した。</p> <p>（3）譲渡条件 機能維持条件付の施設について、次のとおり譲渡を行った。 ・ 機能維持のため健康管理センターについては、引渡し後5年間現行の健康診査事業を実施することを条件とした。 ・ 老人ホームについては現行機能の5年間維持に加え、引渡時の入居条件を1年間維持する条件を付加した。 ・ 平成22年1月に出資された終身利用型老人ホーム（厚生年金サテール千葉）については、落札者が、現在の施設運営者である（財）厚生年金事業振興団が入居者と締結している入居契約上の地位を承継することにより、入居者の施設の終身利用権を担保するとともに、料金水準を1年間維持することを主な譲渡条件として入札を実施する予定。 ・ 平成21年度には、健康管理センター1施設、老人ホーム4施設の譲渡を行った。また、その引継ぎが円滑に行われるよう買受人との調整に努めた。 ・ 譲渡条件を付して売却した施設については、年度ベースで履行状況調査を行っており、利用者等からのクレーム等もなく、譲渡条件は適正に遵守されている。</p> <p>（4）譲渡価格 ・ 平成18年度から引き続き最低売却価格の開示を行っている。これは、地方施設等価格設定が困難と考えられるものに対し、入札参加者に価格の目安を示すと同時に、機構としての意思を入札価格に反映させることを意図して行っているものである。 ・ 最低売却価格については、不動産鑑定評価の手法に基づき、機構のマーケティングにより把握した市場動向を反映させて決定している。 ・ 理事長が全ての譲渡施設を实地調査した上で、最低売却価格を決定している。</p>	施設名	譲渡先	九州厚生年金会館	北九州市	広島厚生年金会館	広島市	さがみの	相模原市及び相模原市土地開発公社	東京厚生年金病院（敷地の一部）	東京都
施設名	譲渡先												
九州厚生年金会館	北九州市												
広島厚生年金会館	広島市												
さがみの	相模原市及び相模原市土地開発公社												
東京厚生年金病院（敷地の一部）	東京都												

評価シート（5）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績																																																																																				
<p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームの譲渡又は廃止に当たっては、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設の買受者に対する雇用の依頼等、委託先公益法人等の従業員の雇用に十分な配慮を行うこと。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うこと。</p>	<p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。</p>	<p>(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、施設の引渡しの日迄とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。</p>	<p>(5) 譲渡の対価の支払方法 地方公共団体に譲渡した2施設（広島厚生年金会館・サンヒル柏原）については支払方法の弾力化を認めたが、それ以外の施設については、引渡日迄に譲渡価格全額の振込を確認した上で引渡しを行った。</p> <p>(6) 老人ホーム入居者への配慮 前掲（3）譲渡条件参照</p> <p>(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 平成21年度迄の事業と雇用の継続状況は下表の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業継続状況</th> <th>施設数</th> <th>比</th> <th>年度毎の推移</th> <th>単年度</th> <th>通期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡時に事業を行っていた施設</td> <td>256</td> <td>100%</td> <td>平成18年度迄</td> <td>78%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>189</td> <td>74%</td> <td>平成19年度迄</td> <td>70%</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>非継続＝一部受皿有</td> <td>20</td> <td>8%</td> <td>平成20年度迄</td> <td>80%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>非継続</td> <td>47</td> <td>18%</td> <td>平成21年度迄</td> <td>69%</td> <td>74%</td> </tr> <tr> <td>廃止済</td> <td>39</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>雇用継続状況</th> <th>施設数</th> <th>比</th> <th>年度毎の推移</th> <th>単年度</th> <th>通期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡時に従業員がいた施設</td> <td>256</td> <td></td> <td>平成18年度迄</td> <td>67%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雇用交渉が完了した施設</td> <td>244</td> <td>100%</td> <td>平成19年度迄</td> <td>75%</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>継続</td> <td>137</td> <td>56%</td> <td>平成20年度迄</td> <td>75%</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>一部採用</td> <td>41</td> <td>17%</td> <td>平成21年度迄</td> <td>71%</td> <td>73%</td> </tr> <tr> <td>非継続</td> <td>66</td> <td>27%</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">（一部採用を含む）</td> </tr> <tr> <td>雇用交渉中</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃止済</td> <td>39</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 当機構としては、極力雇用が継続されるために事業継続を指向したマーケティングを行っており、平成21年度においては、譲渡時に事業を行っていた施設のうち69%（通期74%）の施設において事業が継続されている。事業継続となった施設については買受者、委託先公益法人を含めた三者協議を行い雇用への配慮を強く依頼している。その結果、平成21年度においては、譲渡時に従業員がいた施設で雇用に関する買受者との協議が終わった施設のうち一部採用も含め71%（通期73%）の施設において雇用が継続された。</p> <p>・ 平成21年度も、施設の譲渡に伴い、厚生労働省職業安定局への情報提供を行っている。</p> <p>(8) 地方公共団体との相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の施設機能の存続を希望する地方公共団体に対し、事業継続となった場合の固定資産税の減免や補助金等の交付を要請した結果、地方公共団体が支援策を実施した施設はこれまでに53施設に上った。（前掲 第2 2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明を参照） 施設敷地が地方公共団体からの借地の場合、事業を継続する施設買受者が引き続き借地が可能となるよう、条件の確認や優遇策の引き出し等の折衝を行った。地方公共団体の支援策や借地の条件等については、買受者を募る際に物件概要書にその内容を記し適切に情報提供を行った。 <p>(9) 社会保険浜松病院の譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣から譲渡の指示があった社会保険浜松病院については、現病院と移転用地の2物件があったことから、売却スキームの構築にあたり地元医療機関を中心にプレマーケティングを実施。その結果に基づき、現病院については落札者に対し管理を委託することとし、売却対象から除外した。 また、移転用地の不動産調査を実施したところ移転用地が市街化調整区域の農地であり、民間事業者への所有権移転にあたっては、農地転用許可と病院建設の開発許可の同時取得が必要であることが判明。地元自治体と許可取得までのスケジュールを調整し、当機構存続期間内での許可取得・所有権移転の目処をつけるとともに、買受検討者へも必要な情報を開示した。 	事業継続状況	施設数	比	年度毎の推移	単年度	通期	譲渡時に事業を行っていた施設	256	100%	平成18年度迄	78%		継続	189	74%	平成19年度迄	70%	73%	非継続＝一部受皿有	20	8%	平成20年度迄	80%	75%	非継続	47	18%	平成21年度迄	69%	74%	廃止済	39					雇用継続状況	施設数	比	年度毎の推移	単年度	通期	譲渡時に従業員がいた施設	256		平成18年度迄	67%		雇用交渉が完了した施設	244	100%	平成19年度迄	75%	73%	継続	137	56%	平成20年度迄	75%	73%	一部採用	41	17%	平成21年度迄	71%	73%	非継続	66	27%	（一部採用を含む）			雇用交渉中	12					廃止済	39				
事業継続状況	施設数	比	年度毎の推移	単年度	通期																																																																																		
譲渡時に事業を行っていた施設	256	100%	平成18年度迄	78%																																																																																			
継続	189	74%	平成19年度迄	70%	73%																																																																																		
非継続＝一部受皿有	20	8%	平成20年度迄	80%	75%																																																																																		
非継続	47	18%	平成21年度迄	69%	74%																																																																																		
廃止済	39																																																																																						
雇用継続状況	施設数	比	年度毎の推移	単年度	通期																																																																																		
譲渡時に従業員がいた施設	256		平成18年度迄	67%																																																																																			
雇用交渉が完了した施設	244	100%	平成19年度迄	75%	73%																																																																																		
継続	137	56%	平成20年度迄	75%	73%																																																																																		
一部採用	41	17%	平成21年度迄	71%	73%																																																																																		
非継続	66	27%	（一部採用を含む）																																																																																				
雇用交渉中	12																																																																																						
廃止済	39																																																																																						

評価シート（5）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
			<ul style="list-style-type: none"> 譲渡条件の決定に際しては、静岡県・浜松市より意見を求め、当機構において原案を作成し、地元有識者で構成される譲渡検討委員会に諮問した。 以上の検討結果を踏まえ、平成21年10月に一般競争入札を実施したところ、地元の医療法人が落札した。落札者は、平成22年4月1日より現病院において健康管理センター業務を開始しており、再雇用を希望した職員36名の内27名が採用された。なお、現在落札者は地元自治体と協議しつつ開発許可等の取得手続を行っており、概ね当初想定したスケジュール通りに進行中。

評価の視点等	自己評価	S	評価	S
<p>【評価項目5 年金福祉施設等の譲渡又は廃止】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 厳しい経済環境の中でも多様な買受需要の開拓を行った結果、平成21年度の売却額は814億円となり、売却原価に対し+359億円(179.2%)を確保し、出資価格に対しても△2億円(99.8%)に留めた。 その結果、当機構発足以来の売却額合計は2,144億円となり、全施設売却完了を待たずに出資価格総額2,015億円を+129億円上回る売却額を確保するとともに、全物件の売却を完了する目処が立った。 		<p>【委員会としての評定理由】</p> <p>リーマンショック以降不動産市況が低迷する中であって、H21年度についても、売却原価比で約1.8倍を確保するとともに、出資価格を上回る売却額を確保し、かつ、困難な物件がある中これへの解消を図りながら計画的に全件売却の目途を立て確実に売却益を計上しており、大いに評価できる。また、施設の譲渡に伴って44の公益法人が解散又は解散予定となっていることは特筆すべき評価に値するものと言える。</p>	
<p>【数値目標】</p> <p>○年金福祉施設等の譲渡に当たっては、総額で売却原価比100%以上の価格で譲渡する。</p>	<p>平成21年度の売却額は落札ベースで814億円であり、売却原価対比+359億円(179.2%)である。その結果、当機構発足以来の売却額合計は2,144億円となり、全施設売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保した。</p>		<p>【各委員の評定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度についても、売却原価比で約1.8倍を確保しており、ひきつづき好成績となっており、高く評価できる実績をあげた。参加社の開発による競争状況の創出、最適用途の考慮のほか、上記地方公共団体からの支援策のとりつけなど、譲渡に向けた総合的・積極的な取組みは他の範となるものであり、今後、他の類似の団体においても参考とすべき好例と言える。 計画目標を上まわる実績をあげている。 事業維持、雇用継続を達成させながら、全施設を売却し、かつ、出資価格を上回る売却額を確保した。譲渡を困難なものとする要因の解消を図りながら譲渡手続きが進められた。 5年間で全施設売却を達成した平成21年度についても、大規模施設を含め売却益を出しつつ処分を行った点、評価できる。独法のモデルとも言える実績を残したと言える。また、公益法人の廃止にもつながっていることも併せて評価できる。 リーマンショック以降の経済環境にあって、全件売却の目途を立て、かつ、確実に売却益を計上できている。売却に際して地方自治体への説明、実地調査、最低落札価格提示等事業の継続への努力も着実になされているなど様々な工夫がなされている。難しい対象である浜松病院の譲渡の目途も立てた。 全ての物件について売却及び売却予定という実績は、五カ年計画後半の経済情勢を考慮すれば高く評価できる。また売却に伴って関連する44の公益法人が解散又は解散予定であることも高い評価に値する。 	
<p>【評価の視点】</p> <p>○年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して法人として業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映したか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の売却額は計画値を372億円上回り、売却原価対比では+359億円、179.2%、出資価格対比では△2億円、99.8%の実績となった。なお、発足以来の売却額は2,144億円であり、売却原価対比+1,023億円、191.2%、出資価格対比+238億円、112.5%となり、全施設売却完了を待たずに出資価格総額を上回る売却額を確保した。 平成21年度末までに295施設を譲渡し、未売却物件は、平成22年1月追加出資の厚生年金サテール千葉を含め6施設、施設附属の宿舍等14物件となり、全物件の売却を完了する目処が立った。 			
<p>○年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化が図れたか。</p>	<p>実績：○</p> <p>平成21年度も、引き続き地方公共団体の支援取り付け等による付加価値の向上に一段と注力するとともに、マーケティングを強化し、不動産市況の低迷の影響を最小限に留めた施設譲渡を実現している。</p>			
<p>○年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。（後掲）</p>	<p>実績：○</p> <p>（施設譲渡収入と予算の比較は、「第3 予算、収支計画及び資金計画」の自己評価の部分参照）</p>			
<p>○各事業年度における譲渡施設の選定は、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案した適切なものとなっていたか。</p>	<p>実績：○</p> <p>当機構最終年度に当たる平成22年度においては、未売却の6施設と施設附属の宿舍等14物件について、平成22年7月末までに入札を完了する予定。</p>			

評価の視点等	自己評価	—	評価	—
○譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で適切な時期に公告したか。公告時期の設定については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用への配慮が十分であったか。	実績：○	譲渡する施設の施設名・入札日時等については、全て官報及び機構ホームページに開示している。 また、譲渡する施設については、公告日、入札日、営業停止日、引渡し日等のスケジュールを委託先公益法人と調整の上、円滑な営業引継ができるようなスケジュールを策定した。施設の営業停止から引渡しまで4週間程度の時間を確保し清算業務に支障を来すことのないよう配慮を行うとともに、落札者決定から引き渡しまでの間に雇用に係る面談が行えるように契約後、早期に事業引継に関する買受者と委託先公益法人と協議の場を設けた。なお、特別会計の清算等に伴い、81億円の清算剰余金を確保している。		
○施設の譲渡に当たり、一般競争入札で適切に行ったか。	実績：○	平成21年度の施設の譲渡においては、地方公共団体に収用の意向がある3施設1物件について、法律に定められた手続きに則り、収用に応じている。 その他は全て一般競争入札により適切に行った。		
○入札において不落となった施設及び買受需要が低いなど売却が困難な施設について、売却のために具体的な方策を講じたか。	実績：○	不落・不成立となった施設については、過年度分11施設をあわせ、21年度中に13施設が落札となった。残る不落・不成立施設については、平成22年7月末までに全件の入札を完了すべくマーケティング活動を強化しているところである。		
○一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設について、適切な条件により譲渡を行ったか。	実績：○	平成21年度においては、一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設のうち健康管理センター1施設、老人ホーム4施設についてそれぞれ譲渡条件を付して入札を行った。 また、平成22年1月に出資された終身利用型老人ホーム（厚生年金サントール千葉）については、落札者が入居契約上の地位を承継することにより、入居者の施設の終身利用権を担保することを主な譲渡条件として入札を実施する予定。 なお、平成20年度に譲渡条件を付して譲渡した施設について実査を行った。		
○譲渡条件を付して譲渡した施設又は譲渡しようとする施設について、当該譲渡条件及びこれを付す際の判断基準（一定期間の目的、中心的な機能の実質的内容、地域医療への貢献等、入居者への配慮等）は妥当であったか。	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡条件を付して入札を実施した施設については、譲渡条件を理解した入札参加者により落札され円滑な事業継続が図られており、譲渡条件及びその判断基準は妥当なものであったと判断している。 譲渡条件を付して売却した施設については、年度ベースで履行状況調査を行っており、利用者等からのクレーム等もなく、譲渡条件は適正に遵守されている。 		
○施設の譲渡に当たり、不動産鑑定評価の手法に基づく適正な譲渡価格を設定したか。	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から引き続き最低売却価格の全件開示（病院を除く）を実施している。 最低売却価格については不動産鑑定評価の手法に基づき機構のマーケティングにより把握した市場動向を反映するとともに、理事長が実地調査した上で設定している。 		
○施設の譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払（施設の引渡しの日）であったか。	実績：○	地方公共団体に譲渡した広島厚生年金会館及びサンヒル柏原については支払方法の弾力化を認めたが、それ以外の施設については、引渡実施日迄の決済残金振込により対価を受領した。		

評価の視点等	自己評価	—	評価	—	—
○施設の譲渡の対価の支払いで、未収となっているものはないか。	実績：○	支払方法の弾力化を認めた広島市及び柏原市を除き、施設譲渡の対価の支払いにおいて未収金はない。			
○老人ホームの譲渡又は廃止に当たり、入居者に対して、具体的な配慮がなされたか。	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> 機能維持期間を5年とし、引渡時の入居条件を1年間維持することを条件として譲渡を行った。 平成22年1月に出資された終身利用型老人ホーム（厚生年金サテール千葉）については、落札者が、施設運営者である厚生年金事業振興団の入居契約上の地位を継承することにより、入居者の施設の終身利用権を担保することを主な譲渡条件としている。（詳細は評価シート（14）を参照） 			
○施設の譲渡に当たり、施設の買受者に対し、委託先公益法人の従業員の雇用を依頼したか。	実績：○	<p>買受先の確保の段階において、事業継続を行うことを表明している買受検討者に対しては、事前に委託先公益法人等の従業員の再雇用を依頼した。</p> <p>また、落札者が事業継続を予定している場合には、原則契約時から折衝を開始し、従業員の再雇用に向けた面接の機会等を設定することに注力し、施設再開に時間を要する場合を除き雇用の確保が概ね実現した。</p>			
○施設の譲渡又は廃止に当たり、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供したか。	実績：○	施設の廃止に伴って、厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等へ情報提供を行った。			
○上記の取組により、委託先公益法人等の従業員の雇用に適切な配慮がなされたか。	実績：○	上記取組により、平成21年度においては、譲渡時に従業員がいた施設で雇用に関する買受者との協議が終わった施設のうち一部採用も含め71%（通期73%）の施設において雇用が継続された。			
○施設の譲渡又は廃止に当たり、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に適切に相談を行ったか。	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> 施設の譲渡に当たっては全ての地方公共団体に対し、意向確認を行うとともに支援策等を要請し、固定資産税減免等支援策実施の表明があった施設はこれまでに53施設に上った。 固定資産税減免等の支援策を得た53施設の内46施設については地方公共団体の意向に沿った用途となっている。 			
○また、その結果について、買受者を募る際に適切に情報提供を行ったか。	実績：○	上記の結果については、物件概要書に地方公共団体の支援等に係る情報を開示することにより買受希望者に情報提供を行った。			
○厚生労働大臣から指定された社会保険病院等の譲渡について、地域医療が損なわれることのないよう十分配慮して適切に譲渡を行ったか。	実績：○	厚生労働大臣から譲渡の指示があった社会保険浜松病院については、プレマーケティング結果に基づき売却スキームを構築。移転用地が市街化調整区域の農地であり、民間事業者への所有権移転にあたっては、農地転用許可と病院建設の開発許可の同時取得が必要であることへも対処。また、譲渡条件の決定に際しては地元自治体より意見を求め、地元有識者で構成される譲渡検討委員会に諮問した。その結果、地元の医療法人が落札し、現在譲渡条件に基づき健康管理センターを運営中。雇用についても確保される等、地域医療が損なわれることのないよう十分配慮し適切に譲渡を行った。			

評価シート（6）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>（1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮すること。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努めること。 ② 施設整備については、緊急災害時の復旧等に必要なものについて、費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じること。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託先公益法人等の負担において行わせること。</p> <p>（3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止すること。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。</p>	<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>（1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。</p> <p>（3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p>	<p>4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>（1）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。</p> <p>（3）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p>	<p>4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全</p> <p>従来、公共施設の譲渡においては行われていない経営改善可能性情報、不動産支障の解決、劣化機能の改善、廃止施設の維持管理等、各種の対策を幅広く実施している。</p> <p>（1）運営に当たっての基本方針 ・ 各施設より毎年度の実績報告を徴求し、それに基づき民間ベースの決算への引き直し及び経営改善後の期待キャッシュフローを策定している。それにより、事業価値の向上に向けた自助努力を促すとともにフォローを行っている。 ・ 不動産としての価値向上及び譲渡環境整備のため不動産関係の支障の解消を行っている。（前掲「第1 2 業務管理の充実」の項参照） ・ 社会保険病院等については、承認基準を策定の上、委託契約先負担による施設整備を実施した。また、委託契約先より提出された整備計画を分析したところ、財務状況等により一部の病院において必要な機能維持整備が実施されていないことが判明。平成14年度以降保険料財源による整備が行われておらず、地域の医療体制が損なわれる懸念があることから、アドバイザー意見も参考にした上で当機構負担による必要最小限の施設整備を実施することとした。</p> <p>（2）施設の管理 ① 施設機能の維持管理のための整備については、当機構の承認に基づき、委託契約先の負担において実施。 承認件数：30件（うち病院等分21件） 金額：91.3億円（うち病院等分90.8億円） ② 当機構負担による施設の整備については、基本的に緊急災害等による被害、利用者の安全な利用等に支障を生じるおそれのあるものなど必要最小限の整備に限って実施。 整備件数：85件（うち病院等分11件） 金額：2.4億円（うち病院等分4百万円） ③ 国から出資を受けた物品については、廃棄や管理換につき、当機構の承認を経る取扱いとし、施設備付の物品管理簿と機構の物品リスト及び現物との突合確認を行うことにより、そのチェックを行う体制としている。 廃棄件数：888件（うち病院等分688件） 管理換件数：76件（うち53件を病院等へ共用） ④ 上記①の委託契約先負担による整備内容を分析したところ、財務状況等により一部の病院において必要な機能維持整備が実施されていないことが判明したことから、上記②に加え、財務内容と建物の老朽度に基づき16病院を選定し、アドバイザー意見も参考にした上で、当機構負担による必要最小限の施設整備を実施することとし、現在工事を実施中。（工事経費として平成22年度予算に40億円を計上）</p> <p>（3）運営の停止等 経営を継続することが不適切と認められる施設については、平成21年度譲渡計画に織り込み、順次、運営を停止（運営委託契約の解除）した。なお、入札が不調に終わり事業が停止された施設については次回の入札までの間、施設の資産価値の保全あるいは施設の劣化防止を目的として、民間事業者に管理を委託した。</p> <p>管理委託施設： 国民年金健康保養センター阿多多羅 ペアーレ札幌</p>

評価の視点等	自己評価	S	評価	A
【評価項目6 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全】	従来、公共施設の譲渡においては行われていない経営改善可能性情報の提供、不動産支障の解決、劣化機能の改善、廃止施設の維持管理等、各種の対策を幅広く実施した。		【委員会としての評定理由】 アドバイザーを活用した各社会保険病院の老朽度などの状況を適切に把握し、必要最小限の整備を行い、資産価値や機能の保全を行うとともに、地域医療の充実にに向けた対応を進めており、高く評価できる。	
【数値目標】				
【評価の視点】 ○年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行ったか。 必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるため、具体的な方策を講じたか。	実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 各施設から徴求した年度実績の報告を基に民間ベースの決算への引き直し及び経営改善後の期待キャッシュフローを策定し、事業価値向上に向け施設に自助努力を促すとともにフォローを行っている。 必要に応じ施設の支障を解消し資産価値の向上に努めた。 			
○施設の管理について、適切な維持管理を行ったか。	実績：○ 業務の実績に記載のとおり、緊急対応を行うとともに自主整備を適切に行わせた。			
○経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止したか。	実績：○ 経営を継続することが不適切と認められる施設については、平成21年度譲渡計画に織り込み、順次、運営を停止（運営委託契約の解除）した。			
○運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行ったか。	実績：○ 入札が不調に終わり事業が停止された施設については次回の入札までの間、施設の資産価値の保全あるいは施設の劣化防止を目的として選定した民間事業者に管理を委託した。			
○社会保険病院等の整備について費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、地域の医療体制を損なうことのないよう必要最小限の措置を講じたか。	実績：○ 委託契約先負担による整備内容を分析したところ、財務状況等により必要な機能維持整備が実施されていないことが判明したことから、財務内容と建物の老朽度に基づき16病院を選定し、アドバイザーの意見も参考にした上で当機構負担による必要最小限の整備を実施することとし、現在工事を実施中。		【各委員の評定理由】 <ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院の老朽度に応じた必要最小限の整備など地域医療の充実にに向けた着実な対応を進めている。 運営保全も良く行われている。 劣悪な状態にある病院の施設の整備を行うなど必要な対応が行われている。 施設の管理等については適切に行っている。 病院の価値、機能保全がしっかり行われている。 病院などのメンテナンスや機能強化のためのコンサルティングなどは売却物件の価値向上に繋がる対応として評価する。 	

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績																																																																												
<p>買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行うこと。</p>	<p>3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。</p>	<p>5 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。 また、買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について情報収集を行う。</p> <p>成約率の推移 (件)</p> <table border="1" data-bbox="1397 1247 1938 1522"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>落札件数 (A)</th> <th>入札件数 (B)</th> <th>率 (A/B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>17</td><td>9</td><td>20</td><td>45%</td></tr> <tr><td>18</td><td>70</td><td>76</td><td>92%</td></tr> <tr><td>19</td><td>97</td><td>104</td><td>93%</td></tr> <tr><td>20</td><td>80</td><td>91</td><td>88%</td></tr> <tr><td> 上期</td><td>33</td><td>34</td><td>97%</td></tr> <tr><td> 下期</td><td>47</td><td>57</td><td>83%</td></tr> <tr><td>21</td><td>116</td><td>129</td><td>90%</td></tr> </tbody> </table> <p>入札参加者数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1397 1562 1849 1808"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加者総数</th> <th>一回平均</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>17</td><td>24</td><td>2.7</td></tr> <tr><td>18</td><td>329</td><td>4.1</td></tr> <tr><td>19</td><td>299</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>20</td><td>198</td><td>2.3</td></tr> <tr><td> 上期</td><td>91</td><td>2.6</td></tr> <tr><td> 下期</td><td>107</td><td>2.1</td></tr> <tr><td>21</td><td>358</td><td>3.0</td></tr> </tbody> </table>	年度	落札件数 (A)	入札件数 (B)	率 (A/B)	17	9	20	45%	18	70	76	92%	19	97	104	93%	20	80	91	88%	上期	33	34	97%	下期	47	57	83%	21	116	129	90%	年度	参加者総数	一回平均	17	24	2.7	18	329	4.1	19	299	3.0	20	198	2.3	上期	91	2.6	下期	107	2.1	21	358	3.0	<p>5 買受需要の把握及び開拓</p> <p>買受人の発掘を自ら行うことが当機構の特色であり、引き続きその方針に基づきマーケティングを実施している。 平成21年度においては、厳しい経済環境の下、極めて厳しい活動を強いられましたが、全ての施設について個別に譲渡する方針とし、より一層の自治体との連携強化や、施設の用途に応じ単に買受者を開拓するのみならず譲渡後の施設運営者も開拓し、買受者に紹介する等の取組みを行った結果、落札ベースで58施設・124物件を譲渡した。また、平均入札参加者数は3.0件と前年度比0.7件改善し、成約率についても全入札件数129件のうち落札件数116件となり、前年度比2%改善し90%を確保した。 平成22年度は6施設を残すのみとなり、全物件売却の目処が立ったが、売却が困難な地方・赤字の施設から売却に着手した当機構の方針は適切であった。</p> <p>(1) 譲渡に至るまでに、買受希望者のマーケティング、購入用途別の入札見込額の把握、各地方公共団体への支援策の依頼、雇用継続見込みの把握等を行い、これらに関し一定の目処がついた時点で入札公告を行っている。入札公告後は、委託業者とともに幅広いマーケティングを実施し、落札者決定後は、事業及び雇用の継続状況の確認及び利用状況の把握を行っている。</p> <p>(2) 情報収集方法としては、銀行、地元有力企業、地方公共団体、売却業務委託先情報等を幅広く活用している。</p> <p>(3) 平成20年後半から続く厳しい経済環境の下、引き続き開発を目的としたデベロッパーの入札参加は低調であったが、平均入札参加者は平成20年度の2.3件から3.0件へ増加した。また、成約率は平成20年度下期に低下したものの平成21年度は90%を確保した。これは、全ての施設について個別に譲渡する方針とし、地元自治体との連携を密にし、現況の建物を利用するエンドユーザーの開発に一層努めたこと、また、想定以上に売却が困難な施設が出てきたことから、単に購入者を開拓するのみならず譲渡後の施設運営者も同時に開拓し買受者に紹介する等の取組みを行い、マーケティング活動に注力した結果である。</p> <p>(4) 平成21年度までに売却した施設数は295となり、平成22年度は6施設を残すのみとなり、全物件売却の目処が立った。売却が困難な地方・赤字の施設から売却に着手した当機構の方針は適切であった。</p> <p>(5) 平成20年度において譲渡方針を定めたホール付大型厚生年金会館（7施設）の平成21年度における落札結果は下表の通り。</p> <table border="1" data-bbox="2027 1413 2792 1654"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>落札者</th> <th>用途等</th> <th>ホール機能維持</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島厚生年金会館</td> <td>地元自治体</td> <td>広島市文化交流会館</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>九州厚生年金会館</td> <td>地元自治体</td> <td>都市計画公園施設</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大阪厚生年金会館</td> <td>民間企業</td> <td>ホールを併設した大規模住宅</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>東京厚生年金会館</td> <td>民間企業</td> <td>建て替えによる自社ビル</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	落札者	用途等	ホール機能維持	広島厚生年金会館	地元自治体	広島市文化交流会館	○	九州厚生年金会館	地元自治体	都市計画公園施設	○	大阪厚生年金会館	民間企業	ホールを併設した大規模住宅	○	東京厚生年金会館	民間企業	建て替えによる自社ビル	×
年度	落札件数 (A)	入札件数 (B)	率 (A/B)																																																																												
17	9	20	45%																																																																												
18	70	76	92%																																																																												
19	97	104	93%																																																																												
20	80	91	88%																																																																												
上期	33	34	97%																																																																												
下期	47	57	83%																																																																												
21	116	129	90%																																																																												
年度	参加者総数	一回平均																																																																													
17	24	2.7																																																																													
18	329	4.1																																																																													
19	299	3.0																																																																													
20	198	2.3																																																																													
上期	91	2.6																																																																													
下期	107	2.1																																																																													
21	358	3.0																																																																													
施設名	落札者	用途等	ホール機能維持																																																																												
広島厚生年金会館	地元自治体	広島市文化交流会館	○																																																																												
九州厚生年金会館	地元自治体	都市計画公園施設	○																																																																												
大阪厚生年金会館	民間企業	ホールを併設した大規模住宅	○																																																																												
東京厚生年金会館	民間企業	建て替えによる自社ビル	×																																																																												

評価の視点等	自己評価	S	評定	S
<p>【評価項目7 買受需要の把握及び開拓】</p>	<p>低迷する経済環境悪化の中、全ての施設について個別に譲渡する方針とし、地元を含め幅広い買受希望者の発掘に努め、高い成約率を維持している。</p>		<p>【委員会としての評定理由】</p> <p>自らマーケティングを着実にを行い、施設毎に市場実態を把握しつつ、入札者の増加を図る工夫、努力を最大限行ってきている。当初の譲渡計画達成の目途がついた現状は需要の把握と開拓が十分かつ適切に行われたこと、売却困難な地方や赤字の施設から着手した方針としたことは、市況判断からも適切であり、理事長の采配をはじめとした組織の総合力が活かされた賜と言え、大いに評価できる。</p> <p>【各委員の評定理由】</p>	
<p>【数値目標】</p>			<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に6施設を残すまでに売却を進め、全物件売却の目処を立て、当法人の設立目的の達成に向けて大きく前進させた。売却困難な地方・赤字の施設から着手した方針は、市況判断からも適切であり、大いに評価できる。 	
<p>【評価の視点】</p> <p>○譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行ったか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての施設について個別に譲渡する方針とし、幅広い買受希望者の発掘に努めた。 地元自治体との連携を密にし、現況の建物を利用するエンドユーザーの開発に一層努めたこと、また、想定以上に売却が困難な施設が出てきたことから、単に購入者を開拓するのみならず民営化後の施設運営者も同時に開拓し買受者に紹介する等の取組みを行い、マーケティング活動に注力した結果、成約率は前年度比2%改善し90%を確保した。 平成20年度に引き続き、雇用・公共性等の観点から慎重な対応が求められるホール付大型厚生年金会館について、地元自治体等と譲渡に向けた具体的な協議を実施し、それぞれの厚生年金会館が地域において果たしてきた役割を踏まえ、大きな混乱等なく円滑に譲渡を終えた。 		<ul style="list-style-type: none"> 理事長が前面に出て効率良く、需要の開拓も良い。 動産市況が極めて悪い中で、昨年度を上回る入札の成約率、入札参加数を達成されており、買受需要を開拓するための工夫がされている。 施設毎に市場実質を把握しつつ、入札者の増加を図る努力を最大限行っており評価できる。 自らマーケティングを着実に行ってきており、売却への工夫が図られている。この結果、全件売却の目途を立てたことは高く評価できる。 来期期限までに当初の譲渡計画達成の目途がついた現状は需要の把握と開拓が十分かつ適切に行われた結果と高く評価。 	
<p>○買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について適切に情報収集を行ったか。</p>	<p>実績：○</p> <p>施設毎に経営改善計画を策定し、事業価値の引上げに努力するとともに、その状況についてマーケティング資料により情報提供を行っており、その内容について買受希望者から高い評価を得ている。</p>			

評価シート（8）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績																																																															
<p>4 情報の提供 (1) 機構の運営状況に関する情報提供 機構の事業実績、財務状況等の運営状況に関する情報を積極的に提供すること。</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 円滑かつ効率的な年金福祉施設等の譲渡に資するため、譲渡する施設に関する情報、入札手続に関する情報及び入札結果に係る情報を積極的に提供すること。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等に関する情報を積極的に提供すること。</p>	<p>4 情報の提供 (1) 機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条の規定により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 組織に関する情報 ② 事業報告書等の業務に関する情報 ③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報 ④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p>	<p>6 情報の提供 (1) 機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条の規定により、機構の運営状況等に関する次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成20年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、機構が定めた公開基準に則り、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p>	<p>6 情報の提供 機構としては、開示可能な情報は可能な限り開示し、透明性確保に努めている。 平成18年度より継続して最低売却価格を開示し、法人落札者名について所有権移転登記後は全件開示することとしているほか、平成21年度においては、ホームページの改定を行い、利用者の利便性を向上させた。</p> <p>(1) 機構の運営状況に関する情報提供 ホームページに、以下の情報を掲載し継続的に情報提供を行った。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成20年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め ⑥ 毎月の契約締結状況 ⑦ 四半期ごとの公益法人への支出、広報経費、委託調査費、タクシー代の支出 平成21年4月に「平成20年度実績及び平成21年度計画の概要等について」の記者発表を行うとともに、内容をホームページに掲載した。</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 宿舍の売却を本格化したことに伴い、入札に係る公告を本体施設と分別して掲載し、より見やすいホームページとなるよう改定した。 ② 入札に係る公告は官報に掲載するとともにホームページにも入札情報を掲載するほか、地方紙連合会への情報提供等も実施し、より周知を図ることとしている。不落・不成立物件については、必要に応じ新聞広告等も実施した。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、従来より機構が定めた公開基準に則り、買受者の合意が得られたものはホームページに掲載している。また、平成19年12月以降に入札公告を実施した分からは、所有権移転登記完了確認後に法人買受者名の全件開示を実施している。</p> <p>(3) 施設に係る収支状況、利用状況等については年次データ更新の上引き続きホームページにて情報公開を実施している。</p> <p>機構ホームページへのアクセス状況は下記のとおりであり、適切な情報開示を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="1843 1247 2703 1661"> <thead> <tr> <th>期</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>月数</th> <th>訪問者</th> <th>ページ</th> <th>ヒット数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18/上</td> <td>18/6/1</td> <td>18/9/30</td> <td>4</td> <td>21,634</td> <td>230,401</td> <td>901,228</td> </tr> <tr> <td>18/下</td> <td>18/10/1</td> <td>19/3/31</td> <td>6</td> <td>28,842</td> <td>298,657</td> <td>1,215,911</td> </tr> <tr> <td>19/上</td> <td>19/4/1</td> <td>19/9/30</td> <td>6</td> <td>38,960</td> <td>377,283</td> <td>1,482,301</td> </tr> <tr> <td>19/下</td> <td>19/10/1</td> <td>20/3/31</td> <td>6</td> <td>37,065</td> <td>384,660</td> <td>1,500,645</td> </tr> <tr> <td>20/上</td> <td>20/4/1</td> <td>20/9/30</td> <td>6</td> <td>42,158</td> <td>398,933</td> <td>1,724,214</td> </tr> <tr> <td>20/下</td> <td>20/10/1</td> <td>21/3/31</td> <td>6</td> <td>38,814</td> <td>286,851</td> <td>1,617,283</td> </tr> <tr> <td>21/上</td> <td>21/4/1</td> <td>21/9/30</td> <td>6</td> <td>41,329</td> <td>249,270</td> <td>1,670,521</td> </tr> <tr> <td>21/下</td> <td>21/10/1</td> <td>22/3/31</td> <td>6</td> <td>44,825</td> <td>216,308</td> <td>1,319,229</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 全ての計数は、月平均 訪問者：訪問者数（同一ユーザーが30分以内に再訪問しても、同一カウント） ページ：閲覧ページ数 ヒット数：一つのページに複数のファイルが含まれているとき、（例えば画像やjavascript等）、それらをそれぞれ別カウント</p>	期	自	至	月数	訪問者	ページ	ヒット数	18/上	18/6/1	18/9/30	4	21,634	230,401	901,228	18/下	18/10/1	19/3/31	6	28,842	298,657	1,215,911	19/上	19/4/1	19/9/30	6	38,960	377,283	1,482,301	19/下	19/10/1	20/3/31	6	37,065	384,660	1,500,645	20/上	20/4/1	20/9/30	6	42,158	398,933	1,724,214	20/下	20/10/1	21/3/31	6	38,814	286,851	1,617,283	21/上	21/4/1	21/9/30	6	41,329	249,270	1,670,521	21/下	21/10/1	22/3/31	6	44,825	216,308	1,319,229
期	自	至	月数	訪問者	ページ	ヒット数																																																												
18/上	18/6/1	18/9/30	4	21,634	230,401	901,228																																																												
18/下	18/10/1	19/3/31	6	28,842	298,657	1,215,911																																																												
19/上	19/4/1	19/9/30	6	38,960	377,283	1,482,301																																																												
19/下	19/10/1	20/3/31	6	37,065	384,660	1,500,645																																																												
20/上	20/4/1	20/9/30	6	42,158	398,933	1,724,214																																																												
20/下	20/10/1	21/3/31	6	38,814	286,851	1,617,283																																																												
21/上	21/4/1	21/9/30	6	41,329	249,270	1,670,521																																																												
21/下	21/10/1	22/3/31	6	44,825	216,308	1,319,229																																																												

評価の視点等	自己評価	A	評定	A
【評価項目8 情報の提供】	<p>機構としては、開示可能な情報は可能な限り開示し、透明性確保に努めている。平成18年度より継続して最低売却価格を開示し、法人落札者名について所有権移転登記後は全件開示することとしているほか、平成21年度においては、ホームページの改定を行い、利用者の利便性を向上させた。</p>		<p>【委員会としての評定理由】</p> <p>透明性確保に努め、ホームページの改定など利用者の利便性の向上を図るとともに、適切な情報開示を引き続き行っている点は高く評価できる</p>	
【数値目標】			<p>【各委員の評定理由】</p>	
<p>○譲渡の対象となる年金福祉施設等及びその運営に関する次の情報について、ホームページの活用その他の複数の手段により、積極的かつ適切に情報提供を行ったか。</p> <p>① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報</p> <p>② 入札に係る公告</p> <p>③ 公開基準に基づく入札結果に係る情報</p> <p>④ 施設に係る収支状況、利用状況等の情報</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の利便性向上のためホームページの改定を実施した。 ・ 入札に係る情報を官報、ホームページに掲出するほか、地方紙連合会への情報提供や新聞広告を実施した。 ・ 平成18年度より継続して最低売却価格を開示し、法人落札者名について所有権移転登記後は開示することとするなど情報開示を進めた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 透明性確保に努め、ホームページの改定など利用者の利便性の向上を図った点大いに評価できる。 ・ ホームページの活用等も効果良い。 ・ ホームページの改定も譲渡を進める上で貢献したものと予想する。 ・ 適切かつ充分に行っている。 ・ 情報開示が引き続き図られている。 ・ 買受業者等への透明性に配慮した情報提供を評価する。 	

評価シート（9）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 本目標第2で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 2,944百万円</p> <p>2 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。</p> <p>第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 2,944百万円</p> <p>2 想定される理由 機構の運営経費等への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし</p> <p>第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 平成21年度の予算、収支計画及び資金計画に対しての予算執行等の実績は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>第4 短期借入金の限度額 平成21年度は短期借入を行っていない。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。</p> <p>第6 剰余金の使途 平成21年度における剰余金（収入－支出）の使途は、来年度の運営経費及び国庫納付金である。</p>

評価の視点等	自己評価	S	評価	S
【評価項目9 予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額】	施設譲渡により生じた収入が、予算442億円に対して実績514億円で予算対比+72億円と大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は263億円と予算を588億円上回った。		【委員会としての評定理由】 譲渡収入は、予算442億円に対して実績514億円で予算対比+72億円と大幅に上回ったこと、及び経費節減を図ったことにより総利益は263億円と予算を588億円上回った点は厳しい経済環境を考慮しても、大いに評価できる。	
【数値目標】			【各委員の評定理由】 ・施設譲渡収入が予算対比+72億円、ならびに経費節減に努め、総利益263億を計上することができた点高く評価できる。 ・予算を大きく上回る実績をあげている。 ・売却収入の増大、経費節減により総利益の拡大が図られた。 ・事業環境厳しい中、計画を上回る売却益を出した点、大いに評価できる。 ・譲渡収入が72億円予算を大幅に上回り、総利益は263億円と予算を588億円上回った。売却額アップと経費削減の成果が出ている。 ・予算を大幅に上回る収支実績はS評価に値する。	
【評価の視点】 ○経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うことができたか。	実績：○ 決算報告における収益の部は予算比+193億円の559億円、費用の部は予算比△486億円の295億円となった。その結果、総利益は263億円となり、予算比+588億円となった。			
○年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。	実績：○ 施設譲渡により生じた収入は、予算442億円に対して実績514億円で予算対比+72億円である。			

評価の視点等	自己評価	—	—	—	—	
○上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	実績：○	予算、収支計画及び資金計画の各費目に関する差異の主な発生理由は、決算報告書記載のとおり把握しており、特段問題はない。				
○短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切であったか。 ○借入金の償還は、適切に行ったか。	実績：○	平成 21 年度において短期借入金は生じていない。				
○剰余金の使途は適切に処理されたか。	実績：○	剰余金の使途については、翌年度の機構の運営経費として留保するとともに、法令に基づき所定の額を国庫納付金として納付することとして適切に処理された。				

評価シート（10）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する計画 (1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。 (2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 (1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。 (2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図る。 (期末の常勤職員数は期初を上回らない)</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>譲渡専門職の処遇に成果主義を徹底。</p> <p>1. 人事に関する計画 (1) 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行い、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行った。 (2) 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。</p> <p>2. 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>

評価の視点等	自己評価	A	評価	A
【評価項目10 人事に関する計画】	譲渡専門職員の処遇に成果主義を徹底している。		【委員会としての評定理由】 効率的な体制の確立に努め、人員の削減を図るとともに、成果主義の導入など職員のインセンティブ向上を図っている点は高く評価できる。	
【数値目標】	【数値目標】		【各委員の評定理由】	
【評価の視点】 ○勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。	実績：○ 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行い、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行った。		<ul style="list-style-type: none"> 専門性の高い職員の勤務成績を考慮した適切な人事評価を行うとともに、業務体制の見直しにより効率的な体制を確立し、大幅な人員削減を図った。 適切に評価なされている。 成果主義の導入など、職員のインセンティブ向上を図るような工夫が行われている。 適切に行っている。 	
○常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ることができたか。	実績：○ 社会保険病院等の出資に伴い複雑かつ増加する施設資産の管理・保全業務の体制充実を図るとともに、施設譲渡関連業務の進捗を踏まえ、機構内の業務体制を見直し、より効率的な体制の確立に努め大幅な人員削減を図った。		<ul style="list-style-type: none"> 人事政策が確実に計画・実行されている。業務も適切に行われている。 拘束の多い人件費にも拘らず、計画達成のための成果主義の徹底実施は評価できる。 	
○国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。(委員長通知別添一⑤)	実績：○ 該当なし (別添資料項目3の2の④参照)			
○独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。(委員長通知別添一⑥)	実績：○ 該当なし (別添資料項目3の2の⑤参照)			

評価シート（11）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績										
<p>2 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算終了後、速やかに納付すること。</p>	<p>3 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1)国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算終了後できるだけ速やかに納付する。</p>	<p>3 国庫納付金に関する事項 国庫納付金については、決算時に額の確定を行い、来年度において、決算終了後できるだけ速やかに納付する。</p>	<p>3 国庫納付金に関する事項 平成20年度に係る国庫納付金については、予算436億円に対し486億円の納付とし、決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成21年9月24日納付）</p> <p>平成21年度に係る国庫納付金については、22年度収入（5月末まで）の状況を踏まえ、次のとおり国庫納付額を確定し（22年度予算比376億円（73%）増）、決算終了後速やかに納付することとしている。</p> <p style="text-align: right;">（百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>勘定</th> <th>平成21年度に係る 国庫納付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚生年金勘定</td> <td style="text-align: right;">68,690</td> </tr> <tr> <td>国民年金勘定</td> <td style="text-align: right;">14,590</td> </tr> <tr> <td>健康保険勘定</td> <td style="text-align: right;">5,898</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">89,178</td> </tr> </tbody> </table>	勘定	平成21年度に係る 国庫納付金額	厚生年金勘定	68,690	国民年金勘定	14,590	健康保険勘定	5,898	合計	89,178
勘定	平成21年度に係る 国庫納付金額												
厚生年金勘定	68,690												
国民年金勘定	14,590												
健康保険勘定	5,898												
合計	89,178												

評価の視点等	自己評価	A	評価	A
<p>【評価項目11 国庫納付金に関する事項】</p>	<p>国庫納付金については、予算比+50億円の486億円の納付を確定し、決算終了後速やかに納付した。</p>		<p>【委員会としての評定理由】</p> <p>売却収入の増加、経費節減により予算額比100%を大幅に上回る国庫納付金を確定し、法令に基づき適切に納付していることは、評価できる。</p>	
<p>【数値目標】</p> <p>○予算額比100%以上の国庫納付金を納付する。</p>	<p>平成20年度に係る国庫納付金については、予算額（436億円）比111%の486億円を納付した。</p>		<p>【各委員の評定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算比+50億円の486億円の納付を確定し、納付している。 ・法に基づいて適切に行なわれている。 ・売却収入の増加、経費節減により予算額比100%を大幅に上回る国庫納付金が納付されている。金額という視点で評価すれば、S評価に値するものと判断できるが、納付手続きという視点で評価するならば、法人の自己評価通りA評価と判断されるものと思われる。 ・予算額を上回る国庫納付を速かに実施している。 ・納付が確実に行われている。 ・計画を上回る納付金を評価。 	
<p>【評価の視点】</p> <p>○国庫納付金については、適切に額の確定を行ったか。また、決算終了後できるだけ速やかに納付することができたか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度に係る国庫納付金については、決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成21年9月24日納付） ・平成21年度に係る国庫納付金については、法令に基づき適切に額の確定を行い、決算終了後速やかに納付することとしている。なお、国庫納付金の算定にあたっては22年度収入（5月末まで）の状況を踏まえ、22年度予算比376億円（73%）の増とした。 			

評価シート（12）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>3 外部の有識者からなる機関に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定めること。</p>	<p>(2) 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。</p>	<p>4 譲渡業務諮問委員会に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会に諮り、その意見を聴いて定める。</p>	<p>4. 譲渡業務諮問委員会に関する事項</p> <p>当委員会には当機構において提起された諸問題を都度諮問しており、活発な議論が行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲渡業務諮問委員会を設置し、売却結果を評価するため四半期に1回の開催を原則とし、譲渡方針等を諮問している。平成21年度は、21年6・10、22年2月の計3回開催した。 委員会においては、下記事項等について審議し、活発な議論が行われた。諮問委員会の概要については、都度ホームページにて開示している。 <p>【主な審議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の譲渡実績と年度計画の達成状況について 収用に応じる場合の補償額決定プロセスの妥当性について 社会保険病院等の譲渡スキームについて 社会保険浜松病院の入札状況について 機構の負担による社会保険病院及び厚生年金病院の施設整備について 等

評価の視点等	自己評価	A	評価	A
<p>【評価項目12 外部の有識者からなる機関に関する事項】</p>	<p>外部有識者を委員とした諮問委員会では活発な議論が行われ、その意見は適宜機構の業務に反映しており、同機関は有効に機能している。</p>		<p>【委員会としての評定理由】</p> <p>外部有識者を委員とした諮問委員会における議論や意見を機構の業務に有効に反映しており、有効に機能させていることは評価できる。</p>	
<p>【数値目標】</p>	<p>実績：○</p> <p>平成20年度に引き続き学識経験者等の外部有識者を委員とする譲渡業務諮問委員会を設置し、21年6・10月、22年2月の計3回開催した。</p>		<p>【各委員の評定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部有識者を委員とした諮問委員会を有効に活用している。 外部委員会も効果的に働いている。 外部有識者から成る委員会を有効に活用されている。 適宜適切に活用している。 外部諮問委員会の活用が確実に図られている。 積極的な活用により業務運営に有効に寄与している点を評価。 	
<p>【評価の視点】</p> <p>○各施設の具体的な譲渡方法について、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いたか。</p>	<p>実績：○</p> <p>譲渡業務諮問委員会には、譲渡業務のみならず、社会保険病院等の運営又は管理に関することについても諮問を行い、活発な議論が行われ、極めて有効に機能している。また、これらの議論の中で提出された意見については、適宜機構の運営に反映させている。</p>			
<p>○外部の有識者からなる機関は、有効に機能したか。</p>	<p>実績：○</p> <p>譲渡業務諮問委員会には、譲渡業務のみならず、社会保険病院等の運営又は管理に関することについても諮問を行い、活発な議論が行われ、極めて有効に機能している。また、これらの議論の中で提出された意見については、適宜機構の運営に反映させている。</p>			

評価シート（13）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
<p>4 機構の保有する個人情報の保護に関する事項</p> <p>機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努めること。</p>	<p>(3) 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。</p>	<p>5 保有する個人情報の保護に関する事項</p> <p>保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。</p>	<p>5. 保有する個人情報の保護に関する事項</p> <p>個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成19年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めている。 新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当責任者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。

評価の視点等	自己評価	A	評価	A
<p>【評価項目13 機構の保有する個人情報の保護に関する事項】</p>	<p>保有する個人情報の保護に適切に対応するため、法務文書課を設置し適切な管理を行っている。個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。</p>		<p>【委員会としての評定理由】</p> <p>個人情報保護に関する問題も特に起きておらず、法務文書課を中心とする適切な保護・管理を行っているものと認められ評価できる。</p>	
<p>【数値目標】</p>	<p>【数値目標】</p>		<p>【各委員の評定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法務文書課を設置し適切な管理を行っていると認める。 保護に関する問題も起きていない。 個人情報保護に関しても適切に対応がなされている。 適切に行っている。 情報管理が確実に図られている。 組織として適切な対応が行われている。 	
<p>【評価の視点】</p> <p>○保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理を行うことができたか。</p>	<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> 保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成19年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めている。 新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当責任者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。 			

評価シート（14）

中期目標	中期計画	平成21年度計画	平成21年度の業務の実績
5 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁において、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ることとしており、その結論を踏まえ、対応すること。	(4) 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。	6 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。	<ul style="list-style-type: none"> 出資時点の入居者が将来にわたって生活を行うことに配慮するため、企画競争にてアドバイザーを選定し、不動産調査及び事業調査を実施し、不動産調査結果に基づき不動産支障解消を委託先である厚生年金事業振興団に指示済み。 入居者の終身利用権を保護するため、以下の譲渡条件を付して譲渡を行うこととし、入居者への説明会を開催。 <ol style="list-style-type: none"> 入居者が現在の委託先と締結している入居契約上の地位を買受者が承継すること。 管理費等の水準を1年間維持すること。 未償却の入居一時金を、入居者への返還義務を付して継承すること。 入札参加資格については、介護付き有料老人ホーム等を現在運営している法人に限定した。 現在、入札公告中であり、平成22年7月22日に入札実施予定。

評価の視点等	自己評価	S	評定	S
【評価項目14 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項】			【委員会としての評定理由】 急な出資物件であるとともに他の譲渡物件と相違して、利用者が生涯にわたって生活することを配慮するなどの特殊性や難度の高い物件であるが、利用料金、入居一時金への対応や税制面での工夫など、これまでの譲渡実績や経験、ノウハウがフルに活かされたRFOならではの対応力が現れた好例であろう。結果、譲渡の目的を確実に立てたことは大いに評価に値する。	
【数値目標】	【数値目標】		【各委員の評定理由】 ・社保庁時代の入札で不調に終わった案件であり、生涯にわたって利用できるような契約の引継ぎを行い、利用料金の維持、入居一時金の保全などきめ細かい対応を行い、参加資格者を厳選して有効裡に譲渡できた。税制面での対応のアイデアなどRFOの持つ対応力が発揮できた好例である。 ・突然の新しい出資にも良く対応している。 ・新たに追加された譲渡物件についても適切な対応が行われている。 ・難しい案件で望まれる条件を実現すべく適切なスキームを作って入札を行った。 ・急な出資であり、かつ、難しい条件付の案件にもかかわらず、譲渡の目的を立てたことは成果として非常に大きい。 ・入居者の権利保護と譲受業者の責任に十分配慮したスキームを構築した下での譲渡は計画を上回る評価である。	
【評価の視点】 ○終身利用型老人ホームの出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮して適切に譲渡を行ったか。	実績：○ ・出資時点の入居者が将来にわたって生活を行うことに配慮するため、企画競争にてアドバイザーを選定し、不動産調査及び事業調査を実施。 ・入居者の終身利用権を保護することを目的に、入居者が現在の委託先と締結している入居契約上の地位を買受者に承継させること等を譲渡条件とし、現在入札公告中。			